

第4章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の本質的価値

（1）史跡の本質的価値の明示

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、天平12年（740）に聖武天皇によって造営が開始された都城跡と天平18年（746）に大極殿が国分寺金堂に施入された寺院跡が重複する奈良時代の遺跡である。

恭仁宮に都が置かれた期間は、天平12年（740）12月の恭仁京遷都から、天平16年（744）正月の廃都までの約3年間であるが、天皇が東国行幸から平城京に戻らず、直接恭仁宮が位置する瓶原に入ったという、山背国に造営された初めての都城である。また、聖武天皇が進めた仏教による國家安泰を目指す施策として象徴的な国分寺・国分尼寺建立の詔が発せられた地であることや、紫香楽宮までの東北道を開き、行基とともに大仏造営という国家事業を実現するための都であるとともに、当時の大和国と山背国との関係性や、還都後の平城宮の構造、政務や各儀式の変遷など都城形成の画期を考えるうえできわめて重要な遺跡である。また、大極殿基壇跡の発掘調査成果が、平城宮大極殿復元の根拠となるなど奈良時代の遺構を地表面上で確認できる希少な遺跡である。

山城国分寺は、宮跡中心部を転用する形で、七重塔も建立する東西約275m、南北約330mという広い寺域を有する寺院であった。造営後は、順調に運営されていたであろうが、鎌倉時代以降には勢力も衰え、境内地は徐々に田畠などに改変されていったとみられる。

上記のとおり遷都から廃都までの約3年及び山城国分寺が廃絶する中世までが本質的な価値をもつ時間軸であると考えられるが、それにとどまらず、恭仁宮跡（山城国分寺跡）は平面的な広がりを有する瓶原に位置することから、上記以外においても、前後の歴史的経過の中で形成された遺構や地域景観も本質的な価値に準ずるものである。

本質的価値は、具体的には、歴史的経過の中で形成された遺跡として、地下遺構と地表面上で確認できる遺構及び出土遺物に大別できる。

①地下遺構

恭仁宮跡と重複または上層に存在する山城国分寺の遺跡は、本質的価値を有するが、国分寺衰退とともに形成されていった中世土豪の居館とみられる瓶原城跡の遺跡も該当する。

②地表面上に確認できる遺構

恭仁宮造成時の盛土による整地層や段地形、山城国分寺造営時も含めた造成の名残りを残す田畠畦畔の形状をはじめ、鎌倉時代に覚真（慈心上人）により開削された大井手用水や、瓶原城跡の空堀、土塁の他、江戸時代に例幣使料が設置されたことを示す例幣使料傍示石、さらに瓶原の中心地に立地する恭仁小学校や移設された礎石など、中世から近代にかけて形成されてきた農地や大井手用水（千本杭）より下流の農業用水路を含む農村景観も史跡を取り巻く環境の一部であり、重要な視点であると考える。

次に、空間的な広がりとして、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は単独で存在したものではない。

恭仁宮に関する要素として、恭仁京城をはじめ、『続日本紀』に記載された石原宮、瓊原離宮、城北苑、恭仁京東北道などがある。また、山城国分寺に関する要素として山城国分尼寺があり、さらに宮や国分寺造営に関わった各種工房なども関連する諸要素である。

失われてしまったものとして、既に存在しない大極殿や内裏建物、あるいは恭仁京遷都後に発布された詔や各種行事、宴、聖武天皇をはじめとした人々などの歴史的・人文的事象も史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)を価値づける要素に位置づけることができる。

(1-1) 恭仁宮跡の地下遺構

恭仁宮跡の位置する瓶原は、加茂盆地の三上山(標高473.1m)南麓に形成された緩やかな扇状地、砂礫台地Ⅱ、低位段丘(5万分の1都道府県土地分類基本調査(大阪東北部・奈良・上野)国土交通省)にまたがって立地している。恭仁宮跡が立地する地形をみると、北西部の標高73m付近から緩やかに南西に地形が傾斜している。おおむね南方向に舌状に延びる微高地の中央東西幅約270m、南北長約500mの傾斜する平坦地に、大極殿院・朝堂院・朝集院といった宮の中枢施設が配置されている。大極殿院の北方はやや傾斜が急になるが、この部分に東西2ヶ所の内裏区画が配置され、宮の四周を取り囲む大垣は、北面は北西の標高70mから北東の標高55m付近まで傾斜をもって配置される。東面は北端の標高55mから南端の標高50mにかけて、南面は中央が標高約50m、東端が標高50mとほぼ水平であるのに対し、西端は標高39m付近とかなりの傾斜をもつ。西面大垣については、恭仁宮跡西辺に沿って、大谷川が形成した谷地形が入り込んでおり、全面的な施工がなされていたかどうか疑わしい。なお、宮北西部に北東から流れ込む河川が存在するが、これは中世に覚真(慈心上人)が開削したと伝わる大井手用水である。

恭仁宮跡を構成する遺構として、これまで、大極殿院、朝堂院地区、朝集院地区、内裏東区画、内裏西区画の宮中枢の施設、大極殿院西方官衙地区、宮南東官衙地区などの宮内官衙群、南面・北面・西面・東面の宮大垣、宮城門としての東面南門が確認されている。

各遺構の概略は以下のとおりである。

①大極殿院

①-1大極殿跡

大極殿院は恭仁宮跡の中心に位置する。これまでの調査により、大極殿基壇及び大極殿跡(SB5100)、大極殿院西面回廊跡(SC0601)、同北面回廊跡(SC0701)、同東面回廊足場穴遺構(SA5301・SA5302)が確認されている。大極殿院の南面回廊については明確な遺構が確認されていないが、西面回廊に伴うとみられる整地層(SX11201・SX12101)が後述する朝堂院北面塀に近接して確認されている。また、大極殿基壇の南に位置する恭仁小学校校庭南側に約1.5mの段となって落ちる地形がみられ、この辺りが龍尾壇跡(SX10101)あるいは大極殿院南限の段差である可能性が指摘されている。

大極殿は、平城宮第一次大極殿を移築したものであり、南北4間・東西9間の礎石建物である。大極殿跡礎石は2ヶ所が造営当初のまま遺存しており、移動させられているが基壇上に残された2基の礎石も大極殿建物跡の礎石と判断されている。礎石の据え付け方法については亀

腹状に版築盛土を施し、その上面に礎石を据え付ける手法と、礎石据え付け穴を掘削し、礎石を据え付ける手法の2種類があると調査結果から報告されている。また、この調査結果は、平城の第1次大極殿復元の基礎資料となっている。

大極殿基壇は盛土により造成され、発掘調査から南北それぞれ3ヶ所の階段をもつものと考えられている。発掘調査により確認された基壇表装は瓦積であるが、これは国分寺施入以降のものである可能性が指摘されており、恭仁宮期の大極殿基壇外装については不明である。大極殿基壇に付随する階段についても南面中央階段が確認されているが、袖石・踏石とも自然石を用いたものであり、そのしつらえは後世の改修による可能性が指摘されている。また、報告書掲載写真では、階段の最下段に埠が用いられている状況が写るが、報告書本文ではこの点について触れられていない。また、近接して北側に設けられたトレンチIK19B-sでは、「凝灰岩の葛石」が出土していると記載されている（報告Ⅱ p 39）が、この凝灰岩が何に由来するものか考察されていない。

このように恭仁宮大極殿基壇は後世に山城国分寺に施入された経緯があることもあるって、造営当初の形態について明確にされていないことが調査・研究上の課題としてあげられる。

①-2 大極殿院回廊跡

大極殿を囲繞する回廊についても、平城宮第一次大極殿院から移築したものであることが判明している。西面跡・北面跡については回廊に伴う礎石の据え付け痕が確認されているが、東面跡で確認された遺構については回廊建築時の足場穴跡と推定される。そのため、現状では大極殿中央から対称になるものとして復元されている。

遺構として確認されている回廊は西面回廊跡（SC0601）及び北面回廊跡（SC7001）である。回廊の構造は、平城宮第一次大極殿同様中央に築地をもつ複廊の構造であり、SC0601は、北西隅から南に9間分が確認されている。礎石据え付け痕から礎石建であることは確実であるが、基壇の有無や外装については詳細不明である。この調査では、礎石据え付け痕から西へ約1.5mの位置に幅0.5m～1.0mの南北方向の残存深さ0.1mの素掘り溝が確認されている。この溝の性格については明言されていないが、築地回廊基壇が削平されていることを考慮すれば、雨落ち溝ではなく、基壇化粧石の据付溝の可能性が高いものと判断される。SC7001は東西方向に配置された礎石抜き取り痕跡を5基検出している。外側柱列をSA0701、内側柱列をSA0702とし、埠を中心に設けてそれぞれの梁行が12尺で割り付けられ、SC7001とSA0701に沿って東西方向の幅0.7から0.9mを測る総延長6.6mに及ぶ溝跡（SD0701）も確認している。

大極殿院回廊の南辺の構造や、朝堂院北辺埠との取り付きについては、これまでの調査においても確認されていない。ただし、西面回廊に伴うとみられる整地地業が朝堂院北辺よりさらに南に及んでいることから、朝堂院北辺まで回廊が存在した可能性は高い。大極殿院南面回廊については、これまで関連する遺構が確認されておらず、復元の手がかりがない。ただし後述する朝堂院北辺が大極殿院の南面を兼ねていた可能性は考えられる。

以上のように、大極殿院回廊については、明確な遺構が北西部でしか確認されておらず、この部分から全体を復元せざるを得ないのが調査・研究上の課題といえる。

①－3 恭仁小学校校庭南側土壇

大極殿基壇南に位置する恭仁小学校は、校庭南側に約1.5mの段差をもっている。従来この段差が恭仁宮大極殿院の南限あるいは龍尾壇の段差を示す可能性が指摘されてきた。しかしながら発掘調査を実施するためには、学校との調整が必要となるため、これまでの調査では小規模なトレンチIL23G-sを設定するに留まっている。狭小なトレンチ調査であったこともあり、土壇の形成が中世以前に遡ることは明らかになったが、外装の有無などについての知見を得ることがかなわなかった。そのため、この土壇（段差）については、龍尾壇（平城宮における埠積壇）であるかどうか明らかではない。

①－4 後殿

平城宮第一次大極殿には後殿が付随している。恭仁宮においても後殿が存在する可能性が指摘され、そのためにトレンチを設定し、調査が実施されている。後殿の礎石据付痕の可能性がある土色変化が確認されたものの、確定するには至っていない。

①－5 大極殿院内部空間

大極殿院は、平安時代の事例から、即位・朝賀の儀式では大極殿に天皇、皇后、女官、侍従など限られた者が座し、皇太子、大臣は大極殿前庭の仮設建物に、それ以外の官人は朝堂院朝庭に列立した。また、海外からの使節から上表を受ける蕃客辞見において、使節は大極殿院には入らず朝堂院朝庭で上表し、官人が天皇に取り次いだと考えられている。

その他、政務報告に該当する告朔では、朝堂院で各官司ごとに告朔を行い、その後に大極殿の天皇が大極殿前庭で告朔の公文函を納める様子を見る儀式とされる。一方、恭仁宮では、天平13年1月16日に大極殿に御して宴を百官の主典以上に賜うとある。この時点で恭仁宮の大極殿院は完成していないものの、宴を行う場所として記載されていることは注目される。

このような儀礼的な空間としての大極殿院は宮の本質的な存在と言うことができる。

②朝堂院地区

朝堂院地区については、大極殿院の南に位置し四面を掘立柱塀で区画された空間である。規模は東西395尺、南北335尺であることが調査により確定したが、第一次平城宮東区朝堂院や長岡宮跡と比較しても規模が小さい。朝堂院区画内部の施設は、天平13・14年の元日朝賀の儀に用いられた幢旗遺構（SX15400）と掘立柱建物（SB11000）が検出されている。朝堂の建物はSB11000のみとせざるを得ないが、梁間4間、桁行7間の高床式建物で他に例のない構造であり、朝堂院区画の中に同規模の建物を割り付けると4棟存在することになるが現在のところ詳細は不明である。

②－1 朝堂院区画塀跡

北面掘立柱塀（SA18001・SA19001）の延長距離は117.277m、南面掘立柱塀（SA0901・SA20001）の延長距離は116.541m、西面掘立柱塀（SA0902）の延長距離は98.996m、東面掘立柱塀（SA5501）の延長距離は98.726mを測る。瓦などの出土遺物が少なく、掘立柱塀と門の屋根は、瓦葺きではない可能性が高い。

②－2 朝堂院北門跡

朝堂院北門（SX19000）を境に東部掘立柱塀（SA18001）と西部掘立柱塀（SA19001）としており、掘立柱の一本柱塀は10尺等間で柱穴が並ぶが、SA18001の西端柱穴とSA19001の東端柱穴との間には、約10.4m（約35尺）の距離がある。これは朝堂院区画の北門を構成している可能性が高い。

②－3 朝堂院南門跡

朝堂院南門（SB14000）は、朝堂院南面中央付近で検出された一本柱塀の柱穴が中央間18尺、東西両脇間15尺、全長48尺の三間門に復元されている。

②－4 掘立柱建物跡（SB11000）

掘立柱建物跡は朝堂院南西部で、南北に連なる東西棟の掘立柱建物跡2棟を検出した。北側建物（SB11000）は南北4間×東西7間で、各柱穴は10尺等間に配置される。

②－5 掘立柱建物跡（SB12000）

掘立柱建物跡はSB11000から10尺南に小型柱穴からなる建物跡で、主軸方向はSB11000に近いことから同時期に併存した建物と考えられる。規模は南北1間×東西8間で通常の用途には適さず、仮設的な建物と考えられる。

②－6 幢旗遺構

幢旗遺構（SX15000）は朝堂院中央南部に位置する3基の柱穴（SX15401・15402・15403）から構成される遺構で、恭仁宮整地層上面で検出されている。各柱穴は東西に長い楕円形を呈し、東西約3.0m、南北約1.0mを測り、それぞれ3つ柱痕を有する。各柱穴はほぼ正方位に並び、約18尺の等間隔で東西に並ぶ。朝堂院地区中軸付近で折り返すと7基の柱穴が一直線に並ぶことが想定される。主柱が中央に位置し両脇に袖柱が付随する柱穴の構造、7基の柱穴が東西方向に直線状に並ぶ配列は、平城宮跡や長岡宮跡で見つかっている幢旗遺構と推定できる。SX15401は白虎旗、SX15402は玄武旗、SX15403は月像旗に同定されている。『続日本紀』大宝元年（701）元旦朝賀での幢旗について以下のとおり記述されている。「大宝元年春正月乙亥朔。天皇御大極殿受朝。其儀、於正門樹鳥形幢。左日像・青竜・朱雀幡。右月像・玄武・白虎幡。蕃夷使者、陳列左右。文物之儀。於是備矣。」

②－7 朝堂院内部空間

朝堂院地区は掘立柱塀により区画され、2棟の東西棟建物が確認されている。朝堂院は役人が執務を執り行う他、儀礼空間にもなる場所である。しかし、恭仁宮の場合、大極殿が完成するまでの天平13・14年の元旦朝賀の儀において幢旗を立てる仮会場として使用されている他、天平16年（744）の正月には五位以上を朝堂において饗應することや、百官を集めて恭仁・難波のどちらを都にするか問う会場として朝堂が使用されていることは注目される。天平16年は前年末に恭仁宮造営を停止した後であるにもかかわらず、宴を行う内裏や大安殿と類似する用途空間として朝堂を使用しており、恭仁宮の特異性を示す記事と考えられる。

③朝集院地区

朝集院地区は、朝堂院地区の南に接する四面を掘立柱塀で区画された空間である。調査の結果、朝集院地区と朝堂院地区を比較すると、東西長は朝堂院390尺に対して朝集院450尺、南北長は朝堂院335尺に対して390尺を測る。区画内において建物跡は確認されておらず、今後の調査・研究上の課題である。

③-1 朝集院区画塀跡

朝集院区画塀について、北面掘立柱塀跡（SA0901・SA20001）の延長距離は134.7m、南面掘立柱塀跡（SA8901）の延長距離は133.7m、西面掘立柱塀跡（SA5901）の延長距離は125.8m、東面掘立柱塀跡（SA16001）の延長距離は124.8mを測る。瓦などの出土遺物が少なく、掘立柱塀と門の屋根は瓦葺きではない可能性が高い。

③-2 朝集院内部空間

朝集院は掘立柱塀により区画され、建物は確認できていない。朝集院は役人が執務を執り行う前に準備する場所であり、大極殿や朝堂院のように儀礼空間にはなり得ないと考える。しかし、区画規模が朝堂院より大きい理由が見当たらない。朝集院に関する記録等も見当たらないことから、区画内の実態解明が今後の調査・研究上の課題である。

④内裏地区

内裏区画は、東西二つの内裏から形成されており、平城宮や長岡宮には見られない恭仁宮跡を特徴づける相当施設となっている。四周を囲繞する区画塀と、区画内に建てられた建物群から構成されている。

④-1 内裏東区画塀跡

内裏東地区を区画する塀は、東西及び南辺を築地塀、北辺を掘立柱塀で区画することが確認されている。

④-2 内裏東区画掘立柱建物跡

内裏東区画の建物跡は、3棟（SB5501・SB5507・SB6102）が確認されている。SB5501は、区画の中央付近に位置する東西棟四面庇付き建物である。梁間4間、桁行7間で柱間寸法10尺等間を測る。次のSB5507と同規模で柱筋も揃えられており、南北に2棟の大型建物が並び建つ状況であり、この建物が内裏東地区の中心的建物となると考えられている。SB6102は区画の北西側に位置し、東西2間以上×南北2間の東西棟建物であり建物の西端部を確認している。柱間寸法は10尺等間を測り、簡易な庇付き建物であった。

以上のように2棟の掘立柱建物の存在は明らかであるが、SB5507は一部しか確認されておらず、SB5501と同様に四面庇付き建物になる可能性もある他、区画内の南部は未調査部分が多く、その他施設が不明な点や掘立柱塀と築地塀の接合方法など、不明な点も多く残されているのが調査・研究上の課題である。

④-3 内裏西区画塀跡

内裏西地区の区画は、四面を掘立柱塀としている。また、南西隅及び北東隅を確認しており、

南北約127.4m、東西約97.9mの範囲が確認されている。掘立柱の柱掘形は一辺90～140cmの方形で、10尺等間で並ぶ。区画塀の中には柱間が15尺の地点があり、南辺で1ヶ所、西辺で2ヶ所ある。それぞれ門的な施設と考えられているが、北辺は南辺と同位置に15尺分を取っていないため、門が開くかどうか不明である。

④-4 内裏西区画掘立柱建物跡

内裏西地区の建物跡は、3棟（SB5303・SB6101・SB5801）が確認されている。SB5303は区画の中央南寄りに位置し、東西棟の2面庇建物である。梁間5間、桁行4間で柱間寸法は10尺等間を測る。また、この建物の東側にSB5304との間を繋ぐように廊状の施設（SC5301）3間分が確認されている。SB6101は、区画の北寄りに位置する南北棟の庇付き建物である。その一部が検出されており、東西方向に庇が付き、東辺において桁行7尺にわたって張り出す木階が確認されている。梁間4間、桁行7間の切妻建物が想定され10尺等間を測る。SB5801は、区画の中央東寄りに位置する南北棟建物である。南北3間以上×東西3間の規模を有し、西側に庇を持つ。柱間は10尺等間を測る。

以上のように3棟の掘立柱建物の存在は明らかであるが、各建物の全体規模のほか、未確認の建物や建物に付随する廊状施設など、不明な点が多く残されているのが調査・研究上の課題である。

⑤宮大垣

宮大垣は、四至を囲繞する施設であり、恭仁宮跡では築地塀と考えられている。広大な宮域周囲のうち、調査が実施されたのはわずかな部分であり、主に宮の四至を確定することを目的にトレントチが設定されている。また、大垣に伴う施設として築地及び築地両側溝のほか、宮城門が確認されている。宮城門は、東面大垣の南東部に位置しているため、東面南門（SB9200）と呼称されている。しかし、存在したことが想定されるものの未確認である朱雀門や各大垣宮城門の実態、東面大垣が東に振れる原因など、不明な点が多く残されているのが調査・研究上の課題である。

⑤-1 北面大垣跡

北面大垣跡（SA9300）は中央部及び東半部で確認されており、西端部での遺構は確認できていない。中央部では2条の東西溝に挟まれた大垣築地を検出している。規模は南北約5m、高さは最も良く残る部分で約70cmを測る。中央部の西側においても大垣の一部と南側溝跡を確認している。大垣基底部の検出幅は40cm、版築とも考えられたが地山を削り出したもので、南側溝底部には瓦が転落した状態で出土している。

⑤-2 東面大垣跡

東面大垣跡（SA9100）は大きく東面南門・宮南東隅部分・想定東面北門部分・宮北東隅部分の4地点に分けることができる。

東面南門は、南北3間×東西2間の南北棟礎石建物が確認されているが、遺存状況は極めて悪く、礎石抜き取り穴が12ヶ所確認されたが、根石の遺存が確認できた箇所は9ヶ所にとどまる。基壇も削平を大きく受けており、規模は南北10m、東西8m程度であった。建物規模は

東西4.2m×南北7.2mに復元でき、八脚門と推定されている。

宮南東隅部分は、大垣にともなう両雨落ち溝間が約14m、大垣本体（基底部幅約2.7mと想定）が西側溝に接して構築されていれば、東側溝との間に幅約10mの塙地相当部分を想定できる。

⑤-3 西面大垣跡

西面大垣跡（SA9600）については、南西部で発掘調査が実施され、延長約45mにわたり大垣跡を確認している。基底部幅4.5m、高さ約0.6mを測る。南西隅部分で延長約6.5mの石垣も検出されているが、北側延長部での確実な遺構検出例はない。MD07T-sにおいて検出された溝跡 SD9501 埋土から恭仁宮期の遺物が出土しているものの、大垣を構成する遺構と判断されるに至っていない。南西部の大垣を北に延長した部分は、大井谷川の形成した谷地形に相当している。

大井谷川上流には、デ・レーケ堰堤と称される砂防堰堤が存在する。瓶原には和束川、蛇吉川、青木谷川、大井谷川などが存在するが、昭和28年8月の南山城水害では、各河川が土石流を発生させ大きな被害をもたらしている。

このような状況から、西面大垣については後世の削平が著しい可能性が高い。今後とも継続した調査を実施する事が望まれる。

⑤-4 南面大垣跡

南面大垣跡（SA9000）は西面大垣跡と接続する隅部分での大垣基壇、石組を検出しているほか、狭小なトレンチではあるが中央付近において、大垣にともなう南北側溝跡を確認している。

南面大垣と西面大垣の接続する隅部分においては、延長約10mにわたり大垣基壇を確認しており、基壇幅約9.0m、上面幅約6.0m、高さ約1.2mに復元できる。石組は延長5.5mを測り、宮内側は緩やかな傾斜面となり、池状遺構（SG9608）と接する。宮南面大路側は自然石を石垣状に積み上げ、基壇は版築によって築かれている。

中央付近の南北側溝跡は宮中軸線を挟んで東西に4ヶ所（SD8906・SD8908・SD9005・SD9008）確認している。SD8906は幅約1.3m、深さ約50cmのU字溝である。この側溝を延長するとSD9008と繋がる。また、北側溝であるSD8908は幅約2.0m、深さ約60cmを測り、西に延長するとSD9005と繋がる。北側溝は南面大垣に近接して掘削されているが、南側溝は大垣との間に幅約12mの塙地相当部分が想定できる。これは東面大垣の幅約10mの塙地相当部分と同じである。

（1-2）山城国分寺跡の地下遺構

山城国分寺跡は、昭和32年の史跡指定の後、昭和40年代の高度経済成長期を迎えると、地元から小学校のプール整備、町道の拡幅など生活環境整備の要望、あるいは国道163号整備にともなう住宅建設等の開発行為など、遺跡に対する開発圧が高まり、それに対して史跡の現状変更には厳しい制限がなされた。地元からの要望を受けて開始した史跡の発掘調査ではあったが、山城国分寺跡は恭仁宮跡と重複する遺跡であることから、恭仁宮跡の範囲と実態解明を主眼にする調査が先行し、山城国分寺跡の調査は後にまわされる傾向にある。金堂跡や塔跡、四方を囲む築地跡、

南大門の様子は確認でき、寺域内の僧坊等建物や築地に伴う門跡の現状は、田畠の畦畔もしくは市道や里道部分の地下に残存し、当初の史跡指定範囲とほぼ合致するが、不明な点も多く残されていることが調査・研究上の課題である。

①山城国分寺金堂跡

金堂跡は、恭仁宮廢都後、天平18年（746）に大極殿が国分寺に施入され金堂に転用したものである。礎石や柱などは大極殿のものを使用していたと考えられるが、瓦については国分寺のために製作したものも使用している。礎石等に関する解説は大極殿の項目と同じであり省略する。

②山城国分寺塔跡

塔跡には現在、心礎を含めて15の礎石が残存する。礎石は花崗岩製で、側柱の南東隅とその北側の2ヶ所が既に失われている。各礎石には柱座及びその中央には、ほぞが造り出され、側柱礎石には地覆も造り出されている。調査の結果、100尺四方の塔院が形成されていたことも判明している。調査により出土した瓦から、塔基壇の補修は平安時代前期頃と推定されている。

③山城国分寺掘立柱建物跡

金堂の背後において掘立柱建物が西部（SB5301・SB5305・SB5306・SB5310・SB5601・SB5602）と東部（SB5502・SB5506・SB5508）で検出されている。また、東部では礎石建物跡（SB99401）も検出されている。国分寺建物跡は、恭仁宮内裏地区の調査で検出されており、内裏建物遺構と重なっているため、切り合い関係や柱穴規模等により山城国分寺建物と判断している。西部の建物について、SB5301とSB5310は内裏西区画建物SB5303と重なって検出されている。SB5301は東西5間×南北2間の掘立柱建物で、東西12.5m、南北4.6mの東西棟、SB5310は一辺2.0m四方の小規模な建物である。SB5305とSB5306は内裏西区画建物SB5303の西側で検出されている。SB5305は東西2間で南北は未確認の南北棟建物、SB5306は東西4m以上×南北6m以上の建物である。SB5601とSB5602は内裏西区画堀南西隅部分において区画堀柱穴と重なって検出され、南北に平行に並ぶ建物である。SB5601は東西5間以上×南北2間の掘立柱建物で東西14.0m以上、南北6.0mの東西棟、SB5602は東西3間以上×南北2間の掘立柱建物で東西9.8m以上、南北5.8mの東西棟である。東部の建物については全ての建物跡が内裏東区画建物SB5501と重なるもしくは周辺に位置している。SB5502は東西4間以上×南北2間以上の掘立柱建物で東西10m以上、南北5m以上、SB5506は東西4間×南北3間以上の掘立柱建物で東西10m、南北5m以上、SB5508は東西1間×南北2間の掘立柱建物で東西3m、南北4mの小規模な建物跡である。SB99401は東西5間×南北4間で南北庇付きの東西建物跡である。

④山城国分寺南大門跡

南大門跡は、金堂跡の南約140mの地点で南大門基壇周囲の溝跡（SD5501）を検出している。発掘調査では、後世の削平により地山に掘り込まれた直角に折れる幅30cmのSD5501を検出しただけであり、2間×5間の門を想定している。

⑤山城国分寺築地跡

山城国分寺の築地跡は四面において築地あるいは築地に伴う側溝跡が検出され、東西約270m（2.5町）、南北約330m（3町）の寺域であることが判明している。従来築地の廃絶時期は平安時

代末期頃から鎌倉時代頃と考えられていたが、西面築地跡の発掘調査では側溝跡内から奈良時代末期の遺物が出土したことから、この時期には山城国分寺の寺域外周の維持管理はされず衰微していった可能性も考えられている。

⑤-1 北面築地跡

北面築地跡は表土直下において帯状に瓦が南側溝跡（SD5907）に堆積する状況を検出した。また、SD5907から北方約3mに北側溝跡（SD5908）も検出された。両側溝跡の間約3m幅が北面築地基底部幅となり、出土遺物は奈良時代以降の遺物は含まれていないことから、北面築地は平安時代末から鎌倉時代に廃絶時期を比定している。

⑤-2 東面築地跡

東面築地跡（SA5401）が検出された発掘調査は、個人住宅改築を目的とする史跡現状変更にともなう調査で実施された。調査の結果、西側溝跡（SD5410）の南北に広がる集積された瓦とSD5410から約3.0m東方においても東側溝跡（SD5409）が検出されている。両側溝跡の間約3.0m幅が東面築地基底部幅となり、出土遺物は山城国分寺で使用された瓦と鎌倉時代前期の土器が出土していることから、この時期を東面築地の廃絶時期に比定している。

⑤-3 西面築地跡

西面築地跡の発掘調査2ヶ所（トレンチIP22M-s・HT24T-s）で実施している。どちらの調査も史跡山城国分寺跡の指定範囲より西方外側となり、恭仁宮西方官衙跡を想定し調査を実施している。トレンチIP22M-sの調査では瓦が西側溝跡（SD5411）に堆積する状況を検出した。また、SD5411から東方約3mに東側溝跡（SD5410）も検出された。両側溝跡の間約3m幅が西面築地基底部幅となり、出土遺物は奈良時代以降の遺物は含まれていないことから、北面築地と同じ結論で報告されていた。次にトレンチHT24T-sの調査では、瓦を含む土器溜りが西側溝跡（SD5411）に堆積する状況を検出した。SD5411から東方にもトレンチを拡張したが築地基底部全幅は確認できていない。SD5411から出土した土器の年代は8世紀末頃から9世紀初頭と比定され、奈良時代末頃から平安時代初頭には西面築地は廃絶していたことが確認された。さらに、両調査結果により山城国分寺の寺域が史跡範囲の外に広がることも確実となり、山城国分寺の寺域を分断する大井手用水千本杭から分岐する農業用水路についても、西面築地廃絶後に開削されたことが確認され、大井手用水の成立や用水開削後の瓶原地域の土地利用を知る上で重要な成果となった。

⑤-4 南面築地跡

発掘調査では築地の基底部は削平されていたが、総延長約60mにわたって検出された南側溝（SD5411）では、帯状に集積された瓦が検出されていることから、山城国分寺の南限である南面築地跡と判断している。SD5411内には、鎌倉時代初期に廃絶した井戸跡（SE5410）が確認されており、南面築地の廃絶時期と関連すると考えられる。

（1-3）地表面上で確認できる遺構

①大極殿基壇跡〔第6図 大正12年作成の史蹟山城國分寺跡（舊恭仁宮跡）指定地図面、第7図

昭和16年瓶原村役場作成恭仁宮跡保存施設平面図（再トレース）】

当該地の地番は加茂町例幣中切29番地である。東西約60m・南北約30m、高さは北辺で約1.2m・南辺で約2.0mを測り、中央北寄りに史跡標柱が立地している。大正13年の史蹟名勝天然紀念物保存法では「山城國分寺址（舊恭仁宮址）」の名称で仮指定されているが、その当時の図面では基壇上は2筆に分離しており、西側の中切29番地は国分寺、東側の中切30番地は瓶原村役場となっている。登記簿を確認すると、昭和50年7月に30番地は29番地に合筆されて存在しない。基壇上に存在した両建物は、昭和16年に皇紀二千六百年記念事業として計画された「聖蹟保存」事業により国分寺庫裏が撤去、同鐘楼と瓶原村役場建物が加茂町岡崎考14番地に移設され、鐘楼は平成8年に解体撤去されている。第7図を見ると、新たに設置される顕彰碑「山城國分寺址 舊恭仁宮址」を「標識」という名称で中央に配置予定としている。「標識」を挟んで東に「村役場」、西に国分寺「庫裏」及び「本堂（現在）」、「庫裏」の北には「小屋」と井戸を示す「#」、南には、「鐘楼」と「中西翁頌徳碑」が配置されている。現在「中西翁頌徳碑」は、恭仁小学校と大極殿基壇との間に移設されている（写真図版1-⑦）。その他、現在と変わらず、北西と南西に大極殿礎石、移設された礎石が「村役場」の南に位置している。国分寺「本堂（現在）」は北西（現在の位置）に移設される予定位置が記されている。基壇上に上がる階段は、東側と南側に各1ヶ所設置されている。東側の階段は現在も使用されている石階段と考えられるが、南側の階段については、写真図版1-④の左端に一部が確認でき、石ではなく削り出した土の階段と推測できる。



写真23 瓶原公民館1階の恭仁保育園



写真24 移設後の国分寺鐘楼



第6図 大正12年作成の史蹟山城國分寺跡（舊恭仁宮跡）指定地図面（部分）

②大極殿跡（山城国分寺金堂跡）礎石（写真25）

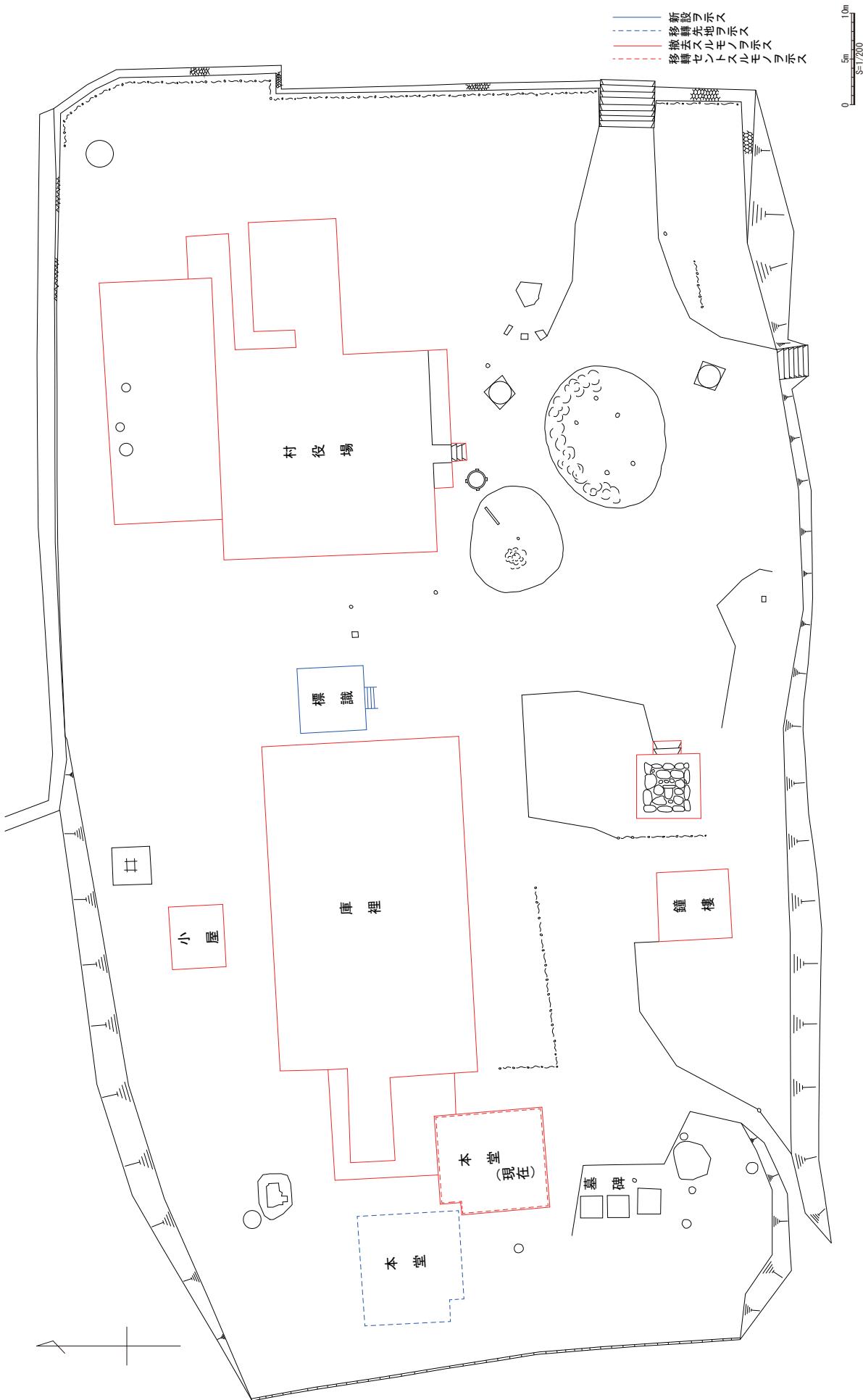
大極殿基壇上には原位置を留める大極殿北西・南西隅の花崗岩製礎石2石と移動している凝灰岩礎石2石と加工され後世の建物基礎に転用された凝灰岩4石の計8石が残る。原位置を留める礎石の柱座直径は約105cmを測る。



写真25 大極殿跡（山城国分寺金堂跡）礎石



写真26 山城国分寺塔跡礎石



第7図 昭和16年瓶原村役場成恭仁宮跡保存施設平面図（再トレース）

③山城国分寺塔基壇跡

当該地の地番は加茂町例幣溝垣内70番地である。塔基壇の一部と礎石が残存している。調査の結果、基壇外装は基底部が石積となっており、基壇規模は一辺17m、検出された石敷から高さ1.2m程度を推定している。石積基底部の周囲には0.6m幅の石敷の犬走が設けられているが階段に関する痕跡も確認できていない。塔基壇の南・西辺は基底部さえも削平されており、調査成果は得られていない。基壇については不明な点が多く残されており、調査・研究上の課題である。

④山城国分寺塔跡礎石（写真26）

塔基壇跡に残る礎石は花崗岩製で、側柱の南東隅とその北側の2ヶ所は既に失われ、心礎を含め15石が残存している。各礎石には柱座及びその中央には枘が造り出され、側柱礎石には地覆も造り出されている。柱座直径は、97～100cmで心礎は150cmを測る。柱間寸法は、側柱中央間が3.5m、脇間が3.2m、四天柱は3.5mを測る。

（1－4）出土遺物

恭仁宮跡及び山城国分寺跡の発掘調査で出土した遺物の多くは瓦であり、軒丸瓦、軒平瓦、鬼瓦、文字瓦、平・丸瓦に分別される。瓦に関する資料は、京都府教育委員会発行『恭仁宮跡発掘調査報告』と『恭仁宮跡発掘調査報告Ⅱ』で報告されており、現在のところ軒丸瓦、軒平瓦の型式は両軒瓦ともに19種類が確認されている。軒瓦は、恭仁宮造営時に、平城京から運び込んだ軒瓦（第1群軒瓦）、恭仁宮造営時に新調した軒瓦（第2群軒瓦）、山背国分寺造営時に新調した軒瓦（第3群軒瓦）、山背国分寺修理時に用いた軒瓦（第4群軒瓦）に分類されている。また、恭仁宮跡の出土瓦で最も有名なものに恭仁宮式文字瓦がある。この瓦の凹面に文字が押印され、「刑部」「中臣」「大伴」などの姓を表すものと「真依」「乙万呂」「太万呂」などの名を表すものなどがあり、瓦を製作する工人を表すものと考えられ、1,000点以上みつかっている。

土器については、須恵器、土師器、二彩陶器が確認されているが、宮域内においてまとまって出土する土器は少ない。まとまって出土した場所は、西面大垣に沿って通る大路東側溝にあたる溝や京城にあたり、山城国分寺跡の調査では、西面築地跡の西側溝跡において奈良時代末期から平安時代頃の土器がまとめて出土している。

（2）史跡の副次的価値を有する要素

副次的価値を有する要素とは、恭仁宮及び山城国分寺以降の歴史的経過の中で形成された遺構や景観である。

①中世の瓶原地域に関する諸要素

①－1 大井手用水（写真図版2－①）

大井手用水は覚真（慈心上人）によって瓶原住民とともに開削され、和束川から水を引いた灌漑用水路である。「大井手之記」という過去からの経緯を記した史料が地域に伝わっており、瓶原の田畠を潤す水源として現在も井手守により維持管理され利用されている。

①－2 瓶原城跡（写真図版2－②）

瓶原地域における各集落の中心となる土豪の居館（平城跡）である。史料上に瓶原の土豪の名が見え始めるのは、室町時代の興福寺『大乗院寺社雜事記』の記録になる。永禄11年（1568）足利義昭入京時に瓶原七人衆に宛てて忠節を尽くすよう織田信長朱印状が発出されているなど、南山城に勢力を有する土豪であった可能性が考えられる。また、古田織部が瓶原茶会を催した際、瓶原土豪の津越を宿としたという記録も見える。恭仁宮跡発掘調査時に瓶原城跡（小田）において、16世紀頃の空堀跡が検出され、天目茶碗などの茶器なども出土している。海住山寺の記録（18世紀に纏めた『海阜遺編』）には、瓶原地域に30人弱の瓶原一族の名が見える。

②近世の瓶原地域に関する諸要素

②－1 伊賀街道（京都－伊賀街道）

瓶原地域を通過する伊賀街道は、京都から南下した奈良街道が山城町綺田で分岐し、神童子を経て木津川右岸に降り、瓶原西区の現市道加1-2号線（旧国道163号）を東に進む。東区市場辺りで鷺滝寺川沿いの市道加2-3号線に入って北東に進み、登大路区通称猫坂を越えて瓶原城跡（小田）から、恭仁宮内裏区域（山城国分寺北面築地）を通過する市道加2-2号線、市道加1068号線を東に進む街道である。市道加1068号線と海住山寺から降る市道加1-1号線との交差点に市内では最古となる享保10年（1725）銘の伊賀街道道標が建柱されている。

②－2 信楽街道

信楽街道は、瓶原から宇治田原を経由して信楽に通じる近世の街道である。恭仁京東北道が基盤となっている可能性が考えられているが、詳細は不明である。

②－3 例幣使料傍示石（写真図版2－③）

承応2年（1653）に藤堂藩領であった瓶原地域の5村〔奥畠・口畠・仏生寺・登大路・東（西の内分郷）〕に例幣使料が設置されている。例幣使料とは、伊勢例幣使と日光例幣使の発遣費用を賄うために江戸幕府から朝廷へ献納するため設置された。設置範囲を明示するため藤堂藩領との境目に「例幣使料傍示石」を埋設している。20本が設置されたが、現在もほぼ原位置で建っているのは9本である。現在史跡恭仁宮跡の範囲内に残る傍示石は、個人宅内（加茂町例幣正等庵5）、恭仁小学校校庭（加茂町例幣中切32-2）、山城国分寺東面築地南方（加茂町河原東大門58）、山城国分寺東面築地北方（加茂町例幣溝垣内43-3）の計4ヶ所となる。また、井平尾地内の大井手用水石垣に転用されていた傍示石が、くにのみや学習館敷地内に移設されている（加茂町岡崎考28）。

③近代の瓶原地域に関する諸要素

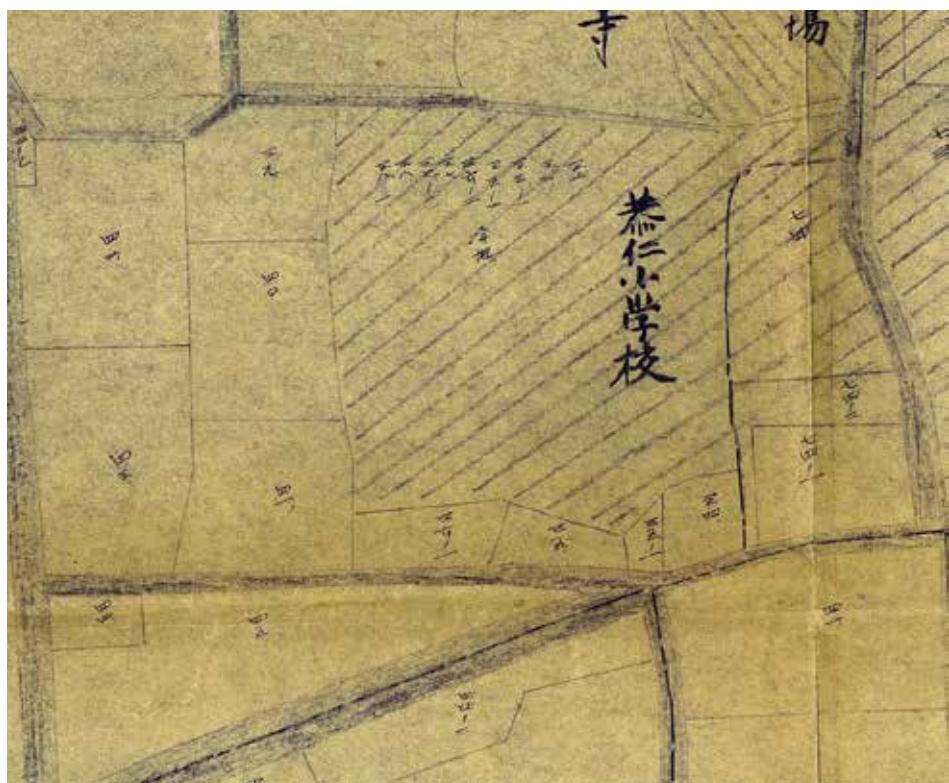
③－1 恭仁小学校（写真図版2－④～⑥・写真図版3－①～⑧）

明治6年（1873）に国分寺境内に校地を借り受け始まった小学校。昭和9年（1934）の室戸台風により校舎が倒壊し、昭和11年（1936）に新校舎を再建した。瓶原の中心部に位置し、再建時には地域住民も協力するなど地域にとって重要な木造校舎である。小学校には周辺から出土した恭仁宮跡（山城国分寺跡）の瓦をはじめとする出土遺物や例幣使料傍示石の位置を記した「例幣使料絵図」、恭仁京に関する研究の端緒を飾る「恭仁京志」を保管している。敷地内

には礎石（1）（写真図版3-⑦）1石と用途不明の石材（2）（写真図版3-⑧）計2石が確認できる。また、大極殿の龍尾壇を校庭南限の約1.5mの段地形辺りとする可能性も考えられている。

③-2 移設された礎石及び恭仁小学校敷地内礎石（写真図版3-④～⑨）

大極殿基壇礎石の発掘調査結果により、恭仁宮大極殿を山城国分寺金堂に施入されたことは判明している。大極殿礎石についても金堂礎石として使用されているが、金堂の廃絶時期は不明である。大極殿基壇上に残る礎石は、原位置を留めている2石と、動いている礎石6石（うち4石は鐘楼基礎に転用）が残る。山城国分寺塔跡には15石が残り、南東の2石は失われている。その他、恭仁小学校校庭の正門付近に柱座と地覆座を有する礎石1石（1）と用途不明の石材（2）が残っている。（1）については、元々は旧恭仁小学校正門付近に置かれていた写真（写真図版2-⑤）が確認できる。『恭仁京志』には大極殿基壇上や塔の礎石とともに門趾一と門趾二という礎石に関する記事が記載されている。門趾一の記事内容は「国分寺の下、恭仁小学校の南に巨大の門趾あり、石礎尚存せり」である。昭和11年に竣工した新校舎は、建物の向きを東向きから南向きに変更しており、その時に西側農地（写真図版2-⑥）を削平している可能性がある。



第8図 大正12年作成の史蹟指定地図面（部分拡大）

また、南側にも校庭を拡張するため盛土造成していると考えられる。これは大正12年作成の史蹟指定地図に旧恭仁小学校敷地の南に加茂町例幣中切35・35-1・36-1の3筆の土地が確認できるが、現在は校庭の一部となっていることから、この辺りに門趾一が埋没している可能性が考えられる（第8図）。門趾二の記事内容は「此地の正南字大門の地内に一町余を隔てて、

又大門の趾あり、石礎あり、地下に埋もれり、これより以南の里道を俗に朱雀村筋と云う、此両門趾は即ち大極殿の前門の在りし所なるべし。大門地内に門趾があり礎石も残っていた記事であるが、山城国分寺南大門礎石を記載した可能性がある。

また、加茂町岡崎地内の個人宅庭に礎石が存在するとの情報を得たため、調査したところ、恭仁宮関係とみられる礎石を1石（写真図版3-⑨）確認できた。長辺131.0cm、短辺96.3cm、高さ52.0cmを測り、柱座（直径76.0cm、中央に直径64.0cmの稜線あり）・地覆座（長さ42cm）が削り出されている。石材は花崗岩。大極殿基壇上や恭仁小学校校内礎石と、石材や柱座・地覆座の削り出しが良く似ていることや高さから、大極殿基壇上の礎石を移設させた可能性が高いと考えられる。

③-3 褥紙産業

瓶原地域には、明治時代に創業を開始した襪紙産業が、現在も営まれている。襪地・蚊帳地生産が最初で、地域産業から木津・山城地域にかけて全国的にも高いシェアを誇る産業に成長している。現在も瓶原地域では4つの織物工場が操業を行っている。

（3）構成要素の特定

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の本質的価値を有する要素とは、恭仁宮跡・山城国分寺跡に関する建物遺構等に代表される史跡としての価値（本質的価値）を構成する諸要素と、それ以外の瓶原地域を構成する史跡の副次的価値を有する要素、その他の諸要素からなる。

史跡の副次的価値を有する要素には、大きく①中世の歴史文化に関する諸要素、②近世の景観に関する諸要素、③近代の瓶原地域に関する諸要素の3つに分かれる。また、各諸要素は①-1 大井手用水、①-2 瓶原城跡、②-1 伊賀街道（京都-伊賀街道）、②-2 信楽街道、②-3 例幣使料傍示石、③-1 恭仁小学校、③-2 移設された礎石及び恭仁小学校敷地内礎石、③-3 褥紙産業に分別される。

その他の要素には、①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの、②保全または取扱いの検討をするものに大別できる。①は史跡の保存活用のために整備された諸施設と、休憩場所などの旧御靈神社鎮守の森広場や参道跡、大極殿基壇上をはじめとする史跡地内の樹木の他、境内地を通過する



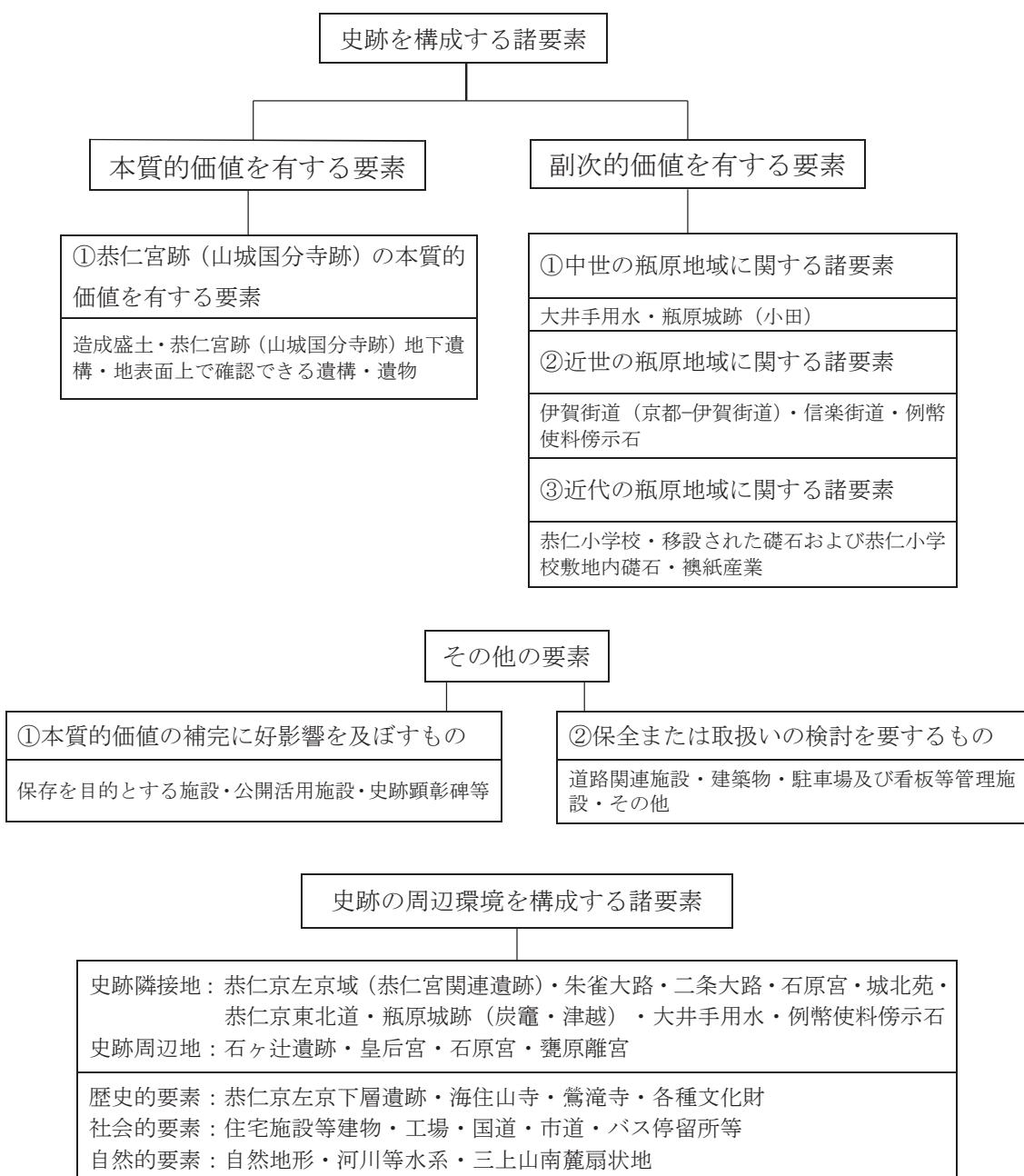
写真27 旧御靈神社参道



写真28 水路の水遊び

農業用水路は水遊びもできるなど地域景観を維持するため遺存させた結果、多目的な活用が可能な要素、②は私有地内にある建物等の恭仁宮跡（山城国分寺跡）とは直接関係しない施設からなる。

また、史跡地内には明治時代以降の顕彰碑等がいくつかあるが、最古のものは大極殿基壇上にある「恭仁京大極殿址」が大正12年（1923）のもので、大極殿基壇と恭仁小学校との間に三宅安兵衛遺志碑「恭仁宮大極殿址」が昭和4年（1929）、その他は史蹟名勝天然紀念物保存法により大正13年に史跡として仮指定を受けたことによる「山城國分寺址 舊恭仁宮址」が昭和16年（1941）に建柱されている。これらは、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）そのものの価値を構成するものではないが、史跡を顕彰する歴史の視点から保護の対象となると判断される。

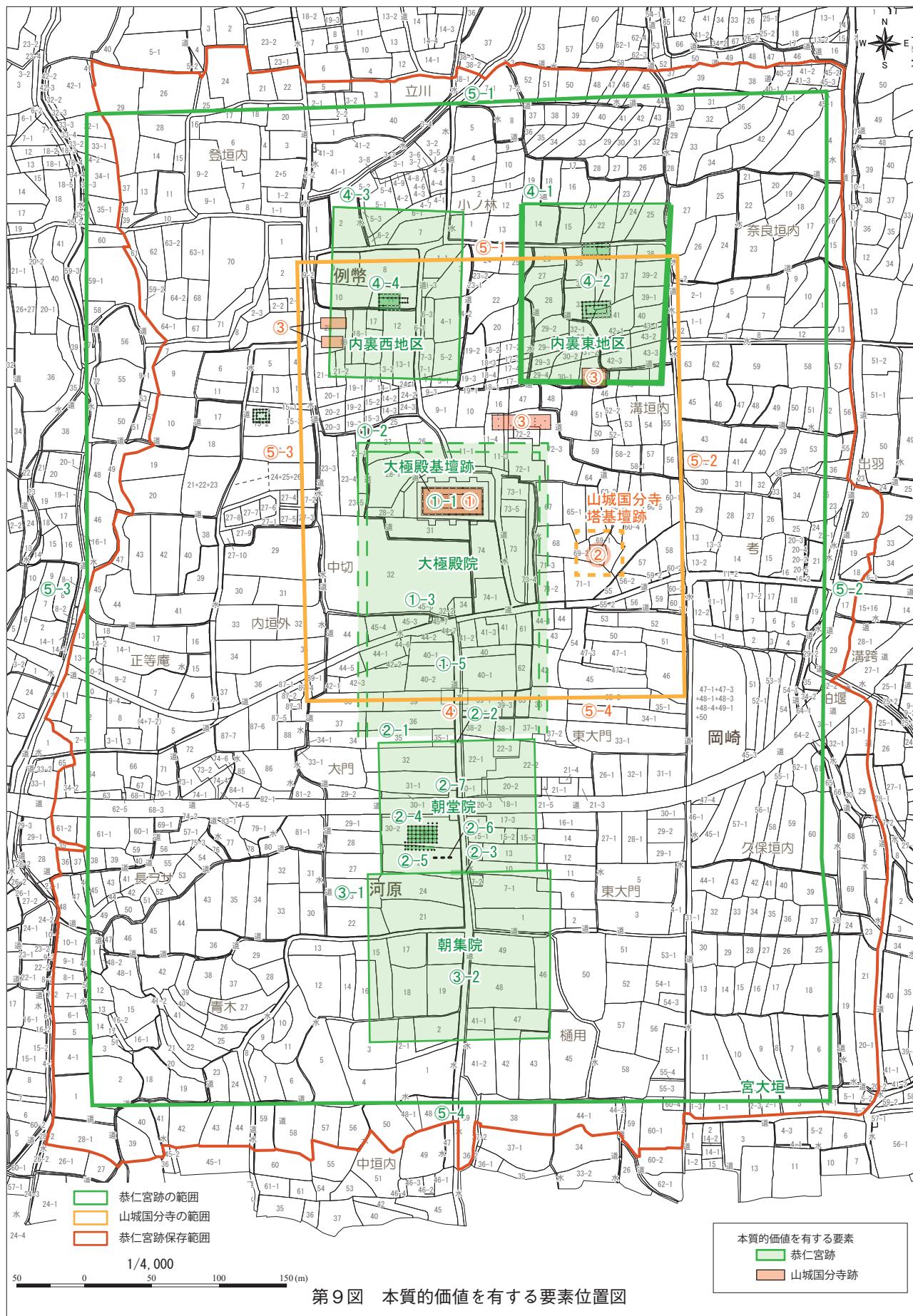


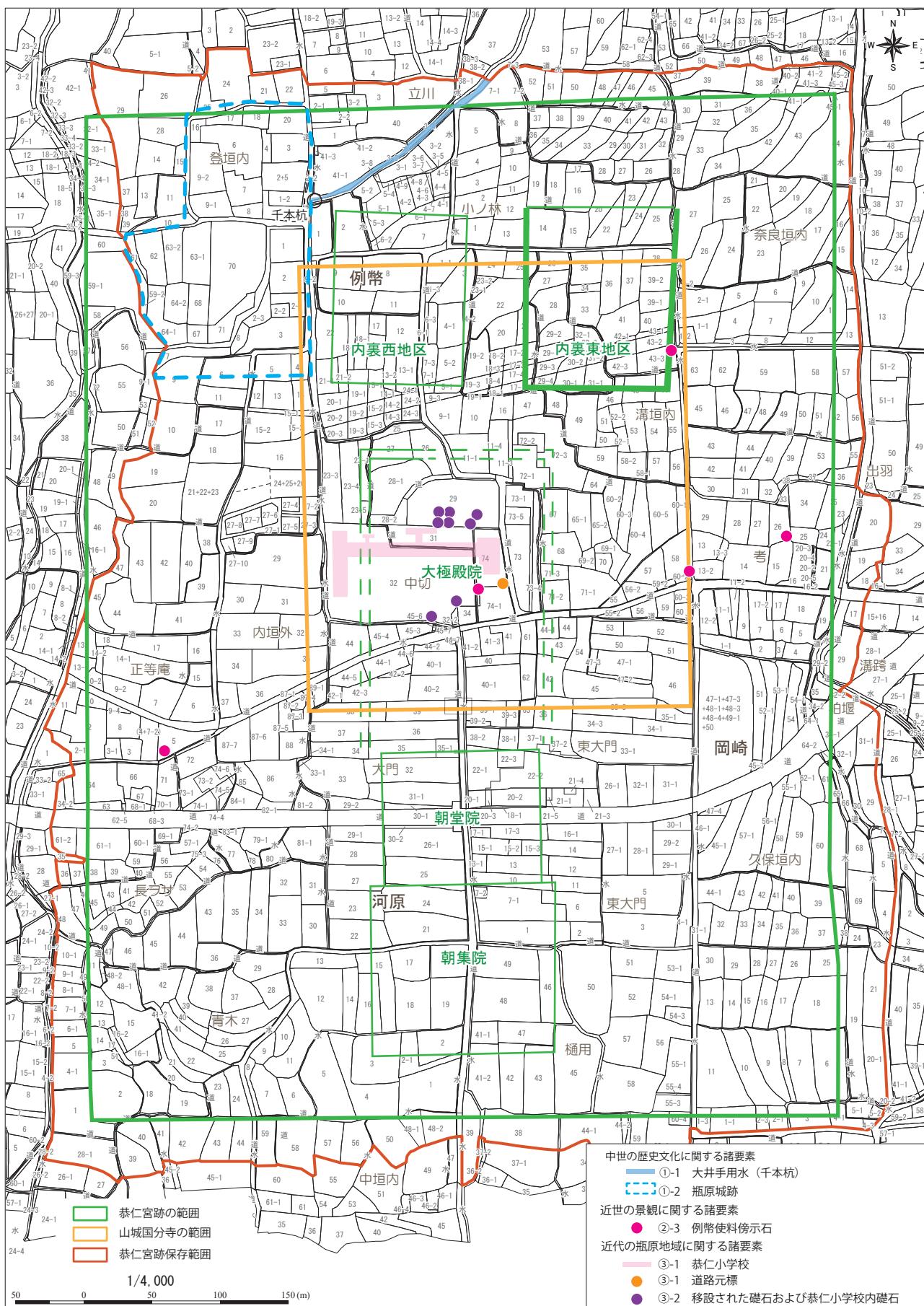
史跡を構成する諸要素	
	本質的価値を有する要素
史 跡 指 定 地 内	<p>造成地形</p> <p>造成地形 (整地層・段地形・田畠畦畔)</p> <p>恭仁宮跡 (山城国分寺跡) 地下遺構 ※令和5年度末現在で確認されている遺構</p> <p>①大極殿院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大極殿跡：建物跡、基壇跡、階段跡、礎石、礎石据え付け痕跡 2 大極殿院北・西面回廊跡：複廊、礎石据え付け痕跡 3 恭仁小学校校庭南側土壇 4 後殿：礎石据え付け痕跡 5 大極殿院内部空間 <p>②朝堂院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 朝堂院区画塀跡：北・南・西・東面掘立柱抜き取り穴跡 2 朝堂院北門跡：掘立柱抜き取り穴跡 3 朝堂院南門跡：掘立柱抜き取り穴跡 4 朝堂院掘立柱建物跡 (SB11000)：掘立柱抜き取り穴跡 5 朝堂院掘立柱建物跡 (SB12000)：掘立柱抜き取り穴跡 6 幢旗遺構：掘立柱抜き取り穴跡 (白虎・玄武・月像) 7 朝堂院内部空間 <p>③朝集院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 朝集院区画塀跡：北・南・西・東面掘立柱抜き取り穴跡 2 朝集院内部空間 <p>④内裏地区</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内裏東区画塀跡：南・西・東面築地塀跡、北面掘立柱塀抜き取り穴跡 2 内裏東区画掘立柱建物跡：掘立柱抜き取り穴跡 3 内裏西区画塀跡：北・南・西・東面掘立柱抜き取り穴跡 4 内裏西区画掘立柱建物跡：掘立柱抜き取り穴跡 <p>⑤宮大垣</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北面大垣跡：基底部、側溝跡 2 東面大垣跡：築地基底部、塙地跡、側溝跡 3 西面大垣跡：築地基底部、側溝跡、石垣跡 4 南面大垣跡：築地基底部、塙地跡、側溝跡、石垣跡 <p>①山城国分寺金堂跡</p> <p>②山城国分寺塔院：塔基壇跡、石積み基壇跡、石敷き犬走り、溝跡</p> <p>③山城国分寺建物跡：掘立柱建物跡、礎石建物跡</p> <p>④山城国分寺南大門跡：溝跡</p> <p>⑤山城国分寺築地跡</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北面築地跡：側溝跡 2 東面築地跡：側溝跡 3 西面築地跡：側溝跡 4 南面築地跡：側溝跡
地表面上で確認できる遺構	<p>①大極殿基壇跡</p> <p>②大極殿跡 (山城国分寺金堂跡) 級石</p> <p>③山城国分寺塔基壇跡</p> <p>④山城国分寺塔跡礎石</p>

史 跡 指 定 地 内	出土遺物 ※令和5年度末 現在で確認され ている遺物	軒丸・軒平瓦、鬼瓦、文字瓦・平・丸瓦、二彩陶器、須恵器、土師器、金属器（風鐸・ 風招・塔相輪）、凝灰岩等
	副次的価値を有する要素	
	中世の瓶原地域 に関する諸要素	①-1 大井手用水：鎌倉時代から ①-2 瓶原城跡（小田）：室町時代から安土桃山時代
	近世の瓶原地域 に関する諸要素	②-1 伊賀街道（京都-伊賀街道） ②-2 信楽街道 ②-3 例幣使料傍示石
	近代の瓶原地域 に関する諸要素	③-1 恒仁小学校（瓶原村道路元標・中西翁頌徳碑） ③-2 移設された礎石および恒仁小学校敷地内礎石 ③-3 襲紙産業
	その他の要素	
	①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの	
	保存を目的とす る施設	史跡山城国分寺跡標柱（昭和37年）、史跡山城国分寺跡境界石柱
	公開・活用施設	管理施設：側溝等雨水排水施設、手すり、防火水槽、消防詰所、消火栓ホース格納箱、 消火栓標識、防災倉庫 広 場：仮整備箇所（塔周辺広場）、仮整備箇所（内裏西地区）、旧御靈神社鎮守の 森広場、旧御靈神社参道跡、多目的広場1（河原大門）、多目的広場2（河 原東大門） 解説施設：案内板、案内擬木柱、史跡説明板（大極殿跡東・塔跡・内裏西地区） 修景整備：張芝、コスマス・蕎麦、紫陽花、鎮守の森や参道跡の樹木、大極殿基壇上 や史跡地内の樹木 便益施設：くにのみや学習館（休憩・解説・展示・便所等）、ベンチ（木製・コンクリ ート製・プラスチック製・ベンチテーブル）、バス停留所
	史跡顕彰碑等	恭仁京大極殿址（大正12年）、恭仁宮大極殿址（三宅安兵衛遺志碑 昭和4年）、山城國 分寺跡舊恭仁宮址（昭和16年）
②保全または取扱いの検討を要するもの		
その他	道路関連施設：道路（国道・市道）、側溝、柵、電柱、水銀灯及び街灯ポール、歩道橋、 ガードレール、沿道サービス、水道管、カーブミラー、交通標識等、 信号機 建築物：住宅関連建築物、工作物、高圧鉄塔、植栽 駐車場及び看板等管理施設 その他：各種看板、区掲示板、転落防止柵、郵便ポスト、公衆電話	

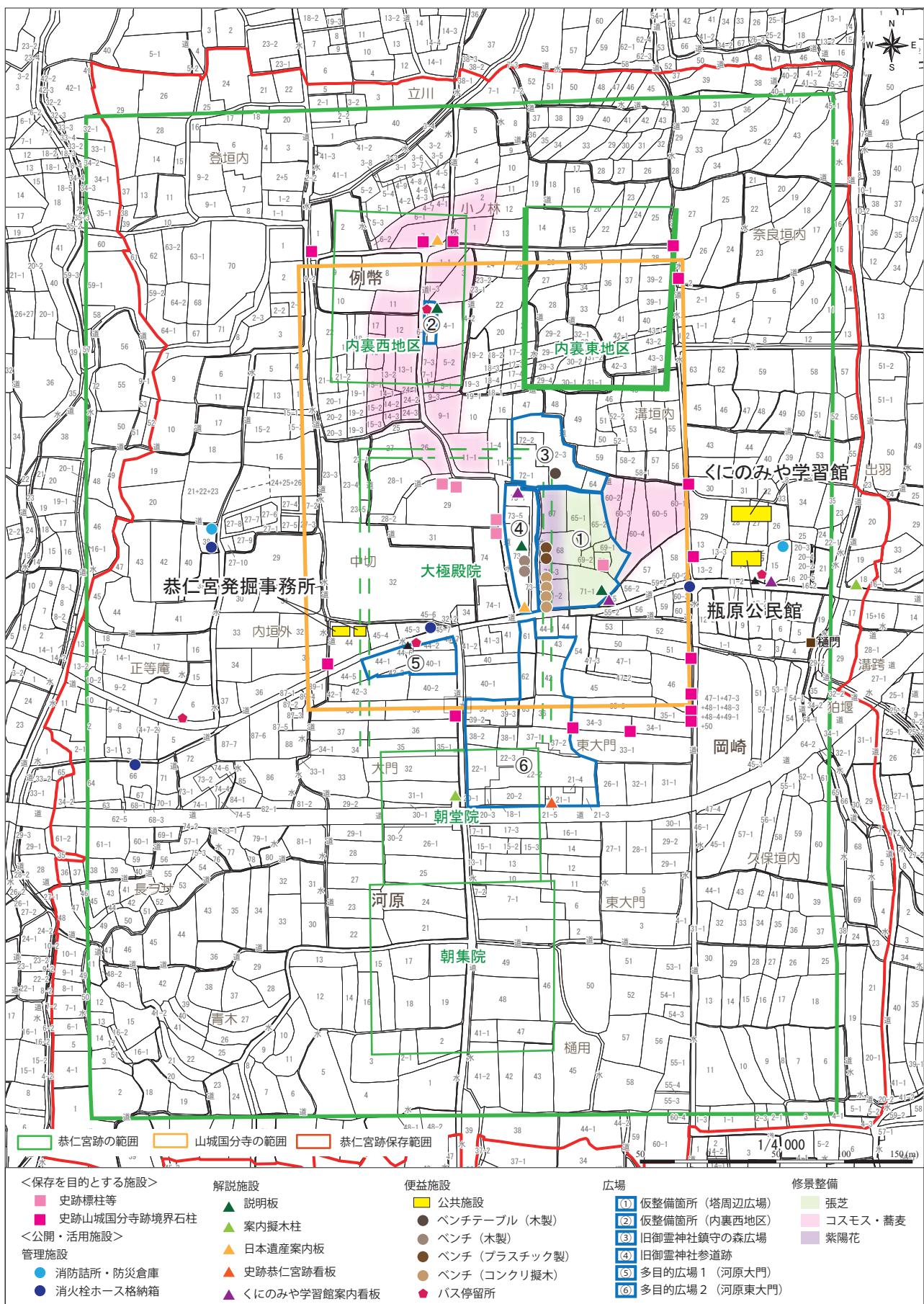
史跡の周辺環境を構成する諸要素

史 跡 指 定 地 外	史跡隣接地及び 周辺地遺跡	隣接地：恭仁京左京（恭仁宮関連遺跡）・朱雀大路・二条大路・石原宮・恭仁京東北道・ 瓶原城跡（炭窯・津越）・大井手用水・例幣使料傍示石 周辺地：石ヶ辻遺跡・皇后宮・石原宮・甕原離宮
	自然的要素	自然地形・河川等水系・植生 等
	社会的要素	生活・生業・生産関連施設：住宅関連施設・農地・教育施設・工場・道路・土木構造物 等
	歴史的要素	文化財等歴史的文化遺産：恭仁京左京下層遺跡・柞ノ森古墳・海住山寺・阿弥陀寺遺跡・上の庵遺跡・狭間瓦窯跡・鳶城跡・願応寺跡・カブロ遺跡・袋中上人絵詞伝・心光庵跡・鶯滝寺・恭仁神社本殿・泉川座人形淨瑠璃用具・惠美須神社・伊賀街道

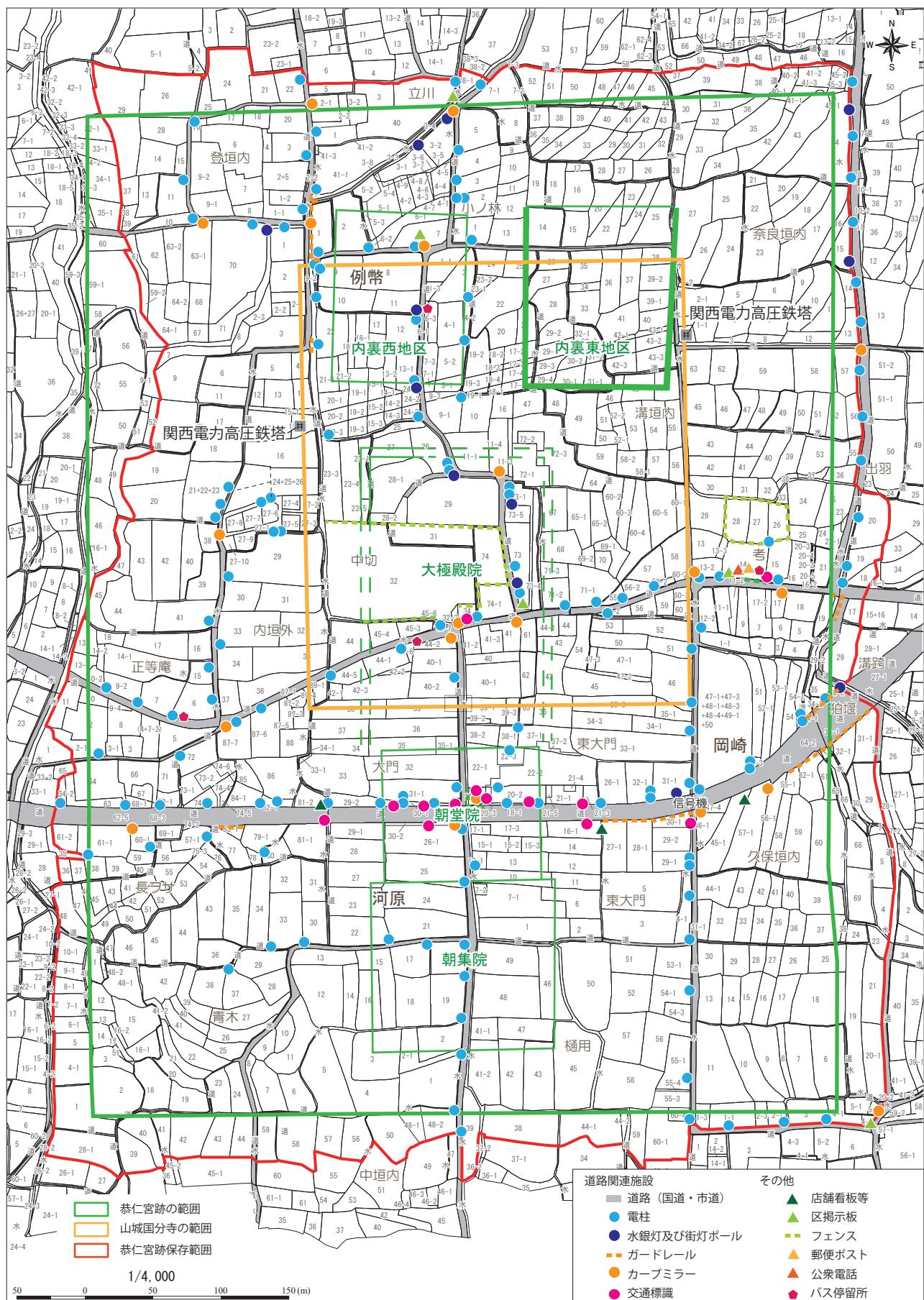




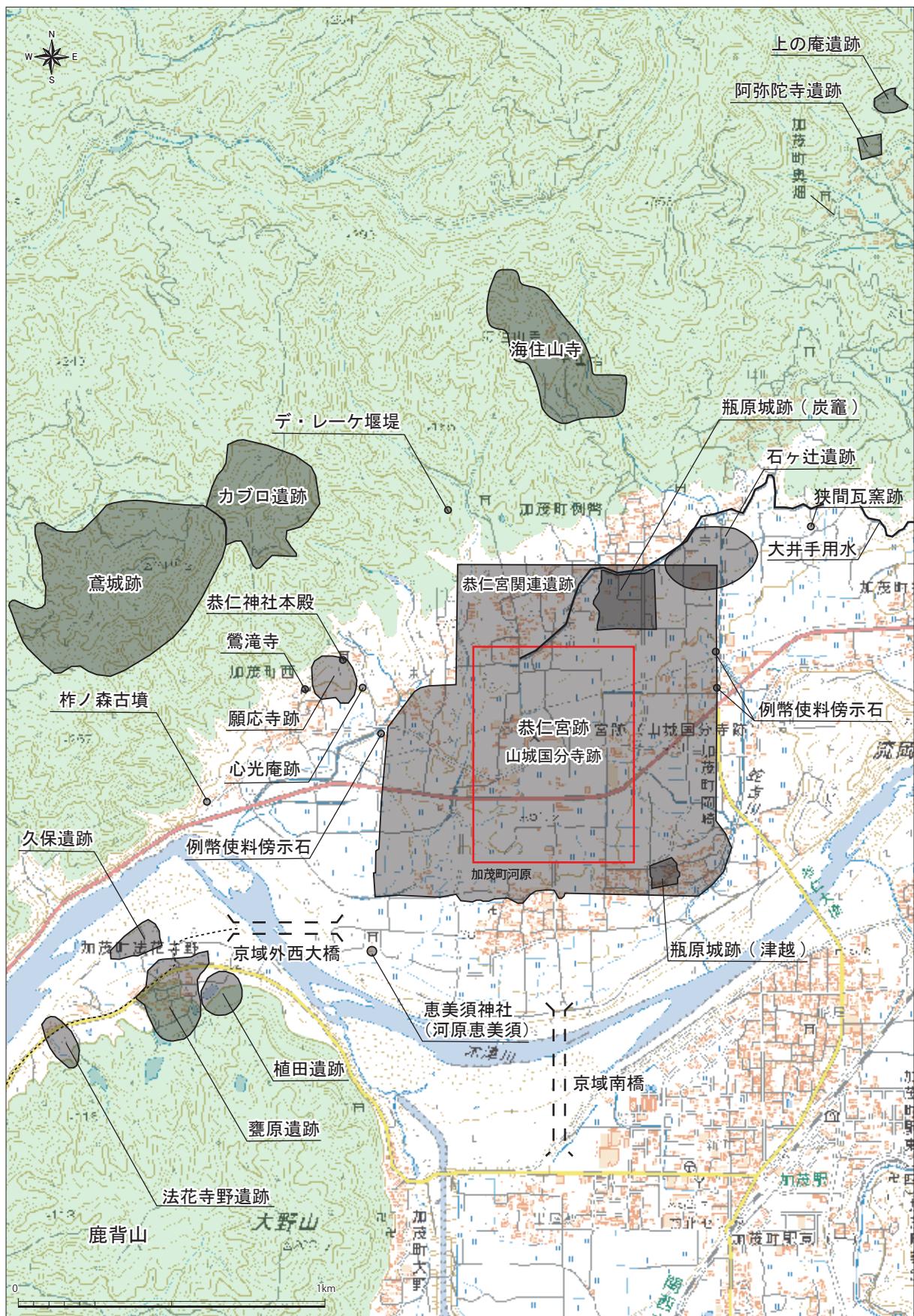
第10図 副次的価値を有する要素位置図



第11図 本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの



第12図 保全または取扱いの検討を要するもの



第13図 史跡の周辺環境を構成する諸要素

写真図版1 本質的価値を有する要素（地表面上で確認できる遺構）関係古写真等



①大極殿基壇上の国分寺庫裏・鐘楼（昭和16年以前）



②中西翁頌徳碑（昭和8年3月除幕式か）



③瓶原村役場（中西翁頌徳碑除幕式か）



④恭仁小学校母性乳幼児保護事業発会式（昭和9年春）



⑤「聖蹟保存」事業実施後の大極殿基壇（昭和16年 左：北から 右：南東から）



⑥瓶原公民館

69



⑦中西翁頌徳碑（恭仁小学校敷地内）

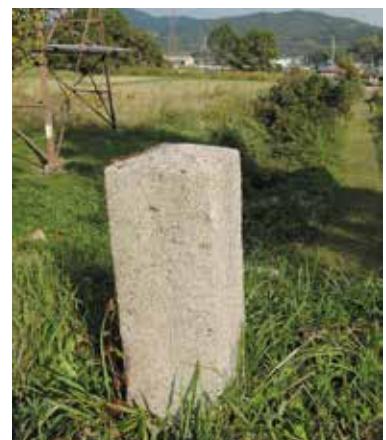
写真図版2 副次的価値を有する要素（中世の歴史文化に関する諸要素・近世の景観に関する諸要素・近代の瓶原地域に関する諸要素）関係古写真等



①大井手用水（千本杭手前）



②瓶原城跡（小田）北辺空堀跡



③例幣使料傍示石（左：恭仁小学校校庭 中：山城国分寺東面築地跡南方 右：山城国分寺東面築地跡北方）



④恭仁尋常高等小学校（昭和9年以前）

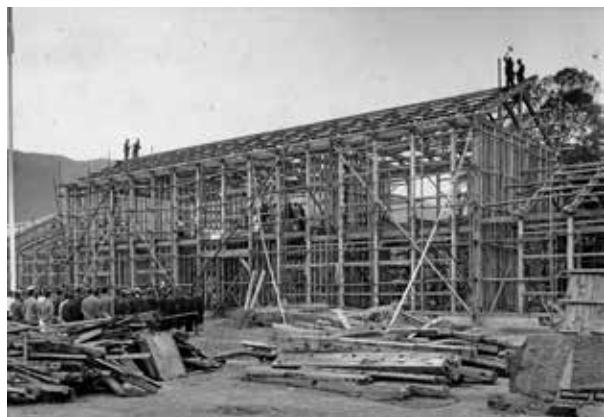


⑤校庭風景 [↓の位置に礎石(1)が確認できる]

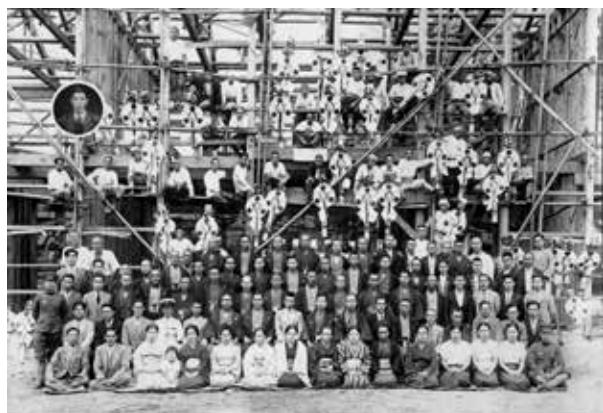


⑥校舎西側農地（校庭より高い地形が確認できる）

写真図版3 副次的価値を有する要素（近代の瓶原地域に関する諸要素）関係古写真等



①恭仁尋常高等小学校改築（昭和10年）



②新築校舎上棟式記念撮影（昭和10年9月）



③瓶原村道路元標



④校庭内の奉安殿（昭和11年以降）



⑤奉安殿の前の礎石（1）



⑥校庭の現在の位置に移動した礎石（1）（昭和21年以降）



⑦現在の校庭内礎石（1）



⑧恭仁小学校敷地内の用途不明の石材（2）



⑨移設された礎石

写真図版4 その他の要素 (①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの)



①史跡山城国分寺跡境界石柱



②防火水槽 (例幣中切)



③消防詰所 (例幣内垣外)



④防災倉庫 (岡崎考)



⑤仮整備箇所 [塔周辺広場 (張芝・紫陽花)]



⑥多目的広場2 (河原東大門)

写真図版5 その他の要素 (①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの)



①仮整備箇所（塔周辺広場）



②史跡恭仁宮跡看板



③くにのみや学習館案内板（縦）



④日本遺産案内板



⑤案内擬木柱



⑥くにのみや学習館案内板（横）

写真図版6 その他の要素 (②保全または取扱いの検討を要するもの)



①道路（国道163号）と歩道橋（河原大門）



②電柱



③水銀灯（例幣溝垣内）



④ガードレール



⑤カーブミラー



⑥交通標識



⑦信号機（河原東大門）



⑧高压鉄塔（例幣内垣外）



⑨区掲示板（例幣中切）



⑩公衆電話（岡崎考）

第5章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の大綱・基本方針

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の目指すべき目標

府内最古の都城跡である『恭仁宮跡（山城国分寺跡）』を保存活用し、地域の生活環境と共に存しながら未来への継承を目指す。

（1）保存活用の大綱

史跡恭仁宮跡は、天平12年（740）から天平16年（744）までの実質的にはおよそ3年間、聖武天皇が理想とした鎮護国家実現のため政治の舞台、日本の都であった遺跡である。廃都後は山城国分寺として中心部が再利用されたことで、文化財保護法による昭和32年の史跡指定では「山城国分寺跡」の名称となって「恭仁宮跡」の名前が外されているように、恭仁宮は幻の都とも呼ばれて実態も明らかでなく、存在感も曖昧になっていた。昭和40年代になり、足利健亮による恭仁京復元プランが大きな反響を呼び、加茂町や地元瓶原地域では、これ以上の史跡拡大が様々な影響を及ぼすとの危惧もあって、恭仁宮跡の範囲確認を目的とした発掘調査が昭和48年度の分布調査をもって開始された。現時点では50年以上におよび、調査次数は100回を超えている。

発掘調査は京都府教育委員会を中心に実施された。初期の大きな成果は、大極殿基壇の建物規模や原位置を保っていた礎石の確認であり、宮の中心軸を明確にした重要な調査結果は、宮跡の構造を考えるうえで基本となった。その後の調査では、大極殿院や朝堂院、朝集院の区画や内裏建物が確認され、平成8年度には宮の四至が確定され平城宮と比較して1/3の規模であることが判明するなど、不明であった恭仁宮の姿は徐々に明らかとなった。その後も内裏の区画が東西に分かれるなど恭仁宮独自の特徴や、周辺の田園風景とともに遺構の保存状態も良好であることが確認され、加えて史跡範囲拡大への地域の理解も得て、平成19年に指定名称の変更と追加指定が実現している。

恭仁宮跡は、平城京から平安京に至る古代都城の変遷を研究する上で重要な遺跡である。この史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）を、確実に保存し後世へ継承することが、本計画の主な目的である。

また、本計画は史跡指定地を含む宮域を対象とし、今後も実態解明に努めることとするが、指定地周辺の恭仁宮に関連した遺跡＝恭仁京や文献に見える宮域外の関係施設等についても、史跡に準ずる価値を持つ遺跡として、必要な分布調査や発掘調査等の各種調査研究を計画的、継続的に進めしていく。

上記調査研究で得られた成果を、市民はもとより広域的に周知し、史跡が有する価値を誰もが享受できるよう、活用・整備を図るものとする。そのため、史跡の保存、調査、活用、整備を円滑に進めるために必要な運営体制の構築を図るものである。

木津川市を含めた山城南部地域にとっての恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、数多く所在する文化財の中でも知名度の高い遺跡である。瓶原地域の人々にとって、幼いころから大極殿基壇の高さや

塔跡礎石の巨大さを、遊びを通じて親しく感じた場所である。恭仁宮跡の保存範囲は市街化調整区域となっており、開発圧力はほとんど無いが、それゆえに建物の建築や建替えが制限されているため、今後住民の転出に歯止めはかけられないであろう。農業の後継者や家を守る者が減れば地域 자체が弱体化するため、史跡を守る組織力も低下する。しかし、瓶原の中心に位置する恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、地域イメージを代表し、山城国分寺塔跡周辺の広場や鎮守の森は地域だけでなく広域的に有益な空間であり、憩いや集いといった多目的な使用や、災害時には緊急避難場所としての役割も期待できる。また、転出した者にとっては瓶原に帰ってきたと感じる風景に大極殿基壇や塔跡礎石、大井手用水や三上山の山並み、そして恭仁小学校の木造校舎があるかもしれない。

一方で、恭仁宮跡は、我が国の古代の首都として国民が誇る文化財でもある。

瓶原地域の人々が遺跡との共存・共栄を図りながら、将来にわたって誇りと愛着を持って住み続けるための魅力あるまちづくりを目指すとともに、遺跡の保存活用とまちづくりのバランスが取れた計画を広域的な視点により策定、実施しなければならず、冒頭の表題を目指すべき目標とする。

（2）保存活用全体の基本方針

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存活用全体の基本計画を、以下のとおり定める。

- 1 恭仁宮跡の本質的な価値を構成する要素の保存と継承を図る。
- 2 恭仁宮跡には史跡指定地と未指定地が存在するが、未指定地についても保存の手立てを講じる。
- 3 史跡の保護に必要な範囲については、追加指定や公有化を図ることによって、保存を確実なものとし、史跡環境の保全を検討する。
- 4 恭仁宮跡（山城国分寺跡）の価値を、木津川市はもとより、山城南部地域の広域的なまちづくりや観光資源として多様な活用を図る。
- 5 活用・整備については、瓶原地域に留まらず府域を越えた他地域との歴史的関係にも意識して連携を図る。
- 6 幻ではない史跡の価値を顕在化し、有効に活用するために、史跡整備を計画的に実施するとともに、整備後であっても定期的な点検を行い、必要があれば修理や再整備を実施する。
- 7 瓶原地域の歴史・文化の継承のために、地域住民との協働による保存・活用・整備と管理体制の構築を図る。
- 8 公有地については、整備事業が開始されるまでの期間、多目的広場など仮整備に努め活用を図る。

第6章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存管理

（1）保存（保存管理）の現状

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、『恭仁宮跡保存管理計画』において遺跡の重要性や現土地利用等により三種の地区区分を設定し、保存管理の指針を定めている〔第3章（3-4）指定地の現状参照〕。

また、『恭仁宮跡保存管理計画』に基づき、木津川市による追加指定が順次行われており、宮跡の範囲に相当する保存範囲に対する指定面積は、令和6年3月末時点で約65%である。公有化は恭仁宮跡大極殿院・朝堂院地区・朝集院地区の範囲、および東西2ヶ所の内裏地区を中心など、第一種保存地区に設定された地区を中心に進められているが、西面大垣付近など重要な遺構が検出された区域についても飛び地的に公有化が行われている。

恭仁宮跡（山城国分寺跡）の本質的な価値を構成する遺構は、主に地下に存在しており現状表土等により保護されている。整備は実施されておらず、仮整備によって山城国分寺塔跡周辺が芝を張った多目的広場に、かつて御靈神社があった鎮守の森周辺及び旧参道は雑木林になっている。また、大極殿院の南東部分、かつ朝堂院北東部分にあたる場所及び恭仁小学校南部分、内裏西地区の一部が木津川市の盛土造成により仮整備がなされている。

日常の維持管理は、木津川市教育委員会が瓶原まちづくり協議会に委託し実施しているが、公有地のうちかつて田畠として利用されていた箇所の一部では、コスモスや蕎麦が栽培されている。また、史跡を理解するための説明板は、史跡地内において、山城国分寺塔跡、大極殿基壇跡東側の旧御靈神社参道沿い及び内裏西区画の仮整備箇所の3ヶ所に設置されている。一方、保存範囲内に市立文化財整理保管センター分室（以下、「くにのみや学習館」という。）があり、恭仁宮跡のあらましを紹介するDVD放映や、市内の遺跡に関する遺物・資料展示を行っている。くにのみや学習館の見学利用の大部分は市外からの来訪者であるが、恭仁宮跡の学習を主たる目的に訪れる人は少なく、海住山寺への拝観途上に立ち寄られる方、公有地に植栽したコスモス観覧を目的に来訪される方が多いと推察される。また、多目的室は一般公用とする他、公職選挙の際には瓶原地域の投票所としても利用されている。

多目的広場においては、瓶原盆踊り、木津川アート、グラウンドゴルフ、かもまつり、ふれあい広場などの地域のみならず広域的なイベントの会場（中心地は山城国分寺塔跡周辺の多目的広場及



写真29 仮整備箇所（塔周辺広場）活用例（左：瓶原盆踊り 右：木津川アート）

び大極殿院の南東部分かつ朝堂院北東部分の仮整備箇所)としての活用が行われている。イベント活用が比較的多く実施されるのは、大人数が集まる広さがあり、さらに無料で利用できるためと推測される。市外から恭仁宮跡に訪れる人の多くが車を使用されるが、国道163号からは大極殿基壇や国分寺塔跡が目視できないため、国道から恭仁宮跡範囲内であることを明示するための案内板を平成22年度に設置している。なお、これらの活用は史跡の保存に影響を与えると考えられる。

(2) 保存(保存管理)の課題

(2-1) 恭仁宮跡保存範囲の保存(保存活用)の課題

恭仁宮跡保存範囲は、史跡指定地と未指定地に分けられる。史跡指定地は、大きく公有地のまとまりと民有地のまとまりに分けられる。

①公有地のまとまり

公有地の多くは史跡指定地であり、基本的に史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行われず、現状を維持するための維持管理等が中心に行われている。現状では整備計画が策定されておらず、有効活用のためコスモス等の花卉栽培や盛土造成による仮整備が行われ、多目的広場として開放され市のイベント会場や地域の催し等にも利用されている。なお、公有地には市道(史跡指定・未指定とも)が含まれており、道路機能の維持や市道内に埋設された水道管の補修等が適宜行われている。

水路については、大井手用水(千本杭)を境に管理主体が瓶原土地改良区から各受益者に変わる。瓶原地域では大井手用水より下流の農業関係水路の維持管理を瓶原地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会(以下「農地水環境保全委員会」という。)が担っており、各受益者や地域からの要望により農業用水路改修などを行っている。史跡地内の農業用水路は、公有化による受益者不在から維持管理が行われず、放置されていたが、現在はまとまった公有地に接する農業用水路は、市から瓶原まちづくり協議会に維持管理業務を委託している。今後、公有化推進にともなう農業用水路の維持管理距離は増加することが考えられるが、農業用水路の改修については、注意が必要である。公有地に接する理由から農業用水路を改修し流量を増加させても、流末の水路が整備されていなければ、越水等により地盤の洗掘が進み、崩壊に繋がりかねない。水路改修については、地域、農地水環境保全委員会、市関係課と調整のうえ検討し、流末の状況を勘案し、実施主体を明確にしたうえで取り組まなければならない。当然、地下遺構を保護することを前提にしたうえで、史跡の保護と営農を共存するため適切な手法を検討することも必要である。

②民有地のまとまり

民有地については、史跡指定地と未指定地に分けられ、史跡指定地の各所有者・管理者等関係者には現状変更等の制限があることを理解の上で、農地や日常的な生活等の場として利用されている。未指定地の各所有者・管理者等関係者には今後も遺跡の保存と活用への理解と同意に向けて協議が必要である。

平成19年以降、建替えに伴う発掘調査で重要遺構が検出された例は無かったが、令和5年の

発掘調査で重要遺構が検出されたことで、公有化を検討するケースが発生している。発掘調査に対して協力的な地権者は多いが、現状変更許可申請書には遺構が確認された場合、「重要遺構が検出された場合、今後の扱いを国・府・所有者と協議して方針を決定する」と文言を明記しており、発掘調査結果により、公有化への切り替えに地権者が納得されるかどうか不透明な部分が残る。この様に『恭仁宮跡保存管理計画』で定めた第二種・第三種保存地区の取り扱いがこのまま続ければ、指定同意する地権者は減少すると考えられる。

③社寺有地

社寺有地は宗教法人国分寺所有であるが、山城国分寺跡の金堂跡（大極殿基壇）と塔跡などを所有している。大極殿基壇は、史跡恭仁宮跡の中心であり、中心軸を示す史跡を構成する主要要素の中でも最も大切な部分である。これらは、地表面上に確認できる遺構であり、史跡活用においても主要な箇所である。所有者合意のもと適切な保存管理を実施し、常に公開しており、今後の史跡整備の際には公有化を検討する必要があるが、公有化にあたっては礎石の財産価値の評価などにも考慮する必要がある。

④公有地（公共用地を含む）

公有地については、日常的な管理等により史跡の保存状況が維持されている。公共用地のうち保存範囲内に位置する道路は以下のとおりである。

第4表 史跡保存範囲の国道・市道一覧

	名称	通過地区	指定状況
1	市道加1-2号線	西方官衙地域、東方官衙地域、大極殿院、朝堂院	指定（一部未指定）
2	市道加1-3号線	北面大垣、内裏西地区、大極殿院	指定（一部未指定）
3	市道加1-4号線	朝堂院、朝集院	未指定
4	市道加2-2号線	東面大垣	未指定
5	市道加2-3号線	内裏西地区、西面大垣（山城国分寺北面築地、瓶原城跡）	指定（一部未指定）
6	国道163号	朝堂院、西面大垣、東西大垣	未指定
7	市道加1033号線	北面大垣	未指定
8	市道加1035号線	北面大垣	未指定
9	市道加1037号線	北面大垣〔大井手用水〕	未指定
10	市道加1038号線	北面大垣〔瓶原城跡〕	未指定
11	市道加1039号線	西方官衙地域〔山城国分寺西面築地、瓶原城跡〕	未指定
12	市道加1040号線	西方官衙地域	未指定
13	市道加1052号線	西方官衙地域及び西面大垣	未指定
14	市道加1053号線	朝集院	未指定
15	市道加1065号線	朝集院	未指定
16	市道加1066号線	東方官衙地域〔山城国分寺東面築地〕	
17	市道加1067号線	東方官衙地域〔山城国分寺東面築地〕	指定（一部未指定）
18	市道加1068号線	内裏東地区、東方官衙地域〔山城国分寺北面築地、東面築地〕	指定（一部未指定）
19	市道加1073号線	東方官衙地域、南面大垣	未指定
20	市道加1082号線	東面大垣	未指定

※〔〕内は、恭仁宮以外の遺構を示す。

昭和32年には東方官衙地域から大極殿院地区を東西に通る市道加1-2号線、内裏西地区内及び大極殿院を通る市道加1-3号線、朝堂院地区及び朝集院地区中心軸を通る市道加1-4号線、内裏西地区内（山城国分寺北面築地）を通る市道加2-3号線が史跡指定されている。指定名称が恭仁宮跡（山城国分寺跡）に変更、追加指定されて以降、道路の指定はない。

国道163号については、盛土により造成された道路であり下層に恭仁宮跡の遺構が残存する可能性は高いが、発掘調査等により地下遺構を確認することは困難であろう。また、市道の多くには水道管が埋設されており遺構の残存する可能性は低いと考えざるを得ない。

⑤未公有化の民有地

民有地の管理については、史跡管理団体の木津川市では第一種保存地区を中心に計画的に公有化を行ってきたが、公有化までは所有者による現状保存と環境保全等への理解と協力を得る必要がある。

（2-2）各構成要素の保存（保存管理）の課題

史跡指定地を構成する各要素の保存（保存管理）上の課題は、以下のとおりである。

本質的価値を有する要素	構成諸要素	課題
	①大極殿院	<p>大極殿院の範囲の土地は、すべて史跡指定済みであり、史跡の本質的価値の保存活用に関する行為以外は行っていない。保存管理上の課題は以下のとおり。</p> <p>①-1 大極殿基壇 大極殿基壇については、基壇自体が遺構であるため、保存管理には十分な注意が必要な場所である。基壇上には多くの樹木があるが、立ち枯れや巨木化したものが増加している。立ち枯れは、台風や最近の大雨や突風など異常気象により大枝が落下し道路を塞ぐ事例が発生している。専門家による定期的な点検を行い、史跡の環境維持・整備のため、必要があれば伐木や剪定が必要である。また、高木の剪定の際に高所作業車が乗り入れる場合があるため、地下遺構に影響を及ぼさない対策が必要である。今後、公有化するには地権者と礎石の財産評価などの協議も必要である。</p> <p>①-3 大極殿院南面土段 恭仁小学校校庭南側の段差を指すが、『恭仁京志』には小学校の南に礎石が残る巨大な門跡の記述がある。大正12年の史蹟指定地図には、校庭の南側には番地が付された土地が確認でき、現在は校庭の一部となっていることから、この辺りが門跡と推定されるが、今後調査・研究が必要である。現状では恭仁小学校が管理しており、校庭南端部に設置された土留め石垣や鉄網フェンスを修繕・改修等を行う場合、遺構への影響に留意が必要である。</p> <p>①-5 大極殿院内部空間 市道加1-2・1-3号線が通過しており、地下には水道管も埋設されていて、地下遺構は削平されている可能性が高い。今後の維持管理について府内協議が必要である。</p>
	②朝堂院地区	<p>朝堂院地区の範囲の土地は、ほぼ史跡指定が済んでおり、史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行われていない。保存管理上の課題は、以下のとおり。</p> <p>②-1 朝堂院区画堀跡 一部未指定地があることから、今後追加指定をめざす。</p> <p>②-2 朝堂院北門跡・②-3 朝堂院南門跡 市道加1-4号線が朝堂院中軸線を貫くため、今後市道の維持管理について府内協議が必要である。</p> <p>②-6 檻旗遺構 民有地地下に檻旗遺構が保存されている可能性が高いことから、今後公有化に向けた地権者との協議が必要である。</p> <p>②-7 朝堂院内部空間 国道163号や市道加1-4号線が朝堂院内で十字に交差しており、今後の維持管理について協議が必要となる。また、未指定地や未公有地も点在しているため、今後追加指定及び公有化に向けた地権者との協議が必要である。</p>

③朝集院地区	<p>朝集院地区的土地について、ほぼ過半数の史跡指定が済んでおり、史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行っていないが、地権者との保存管理上の課題は、朝集院地区内に未指定地があるため、今後、追加指定及び公有化に向けた協議が必要である。また、市道加1-4号線が地区中央を貫き、市道加1053・1065号線が地区を南北に分断している。今後、市道の維持管理について庁内協議が必要である。</p>
④内裏地区	<p>内裏地区的範囲はほぼ全て史跡指定が済んでおり、史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行っていない。公有地については、コスモスや蕎麦等の花卉栽培を瓶原まちづくり協議会に委託し活用を図っている。保存管理上の課題の主要なものは、区画南部を東西に通る関西電力高圧線の線下部分の公有化が進んでいないことである。内裏東区画では、南北に分断する市道加1068号線が通り、水道管も埋設されていることから、市道部分の遺構は削平されている可能性が高い。今後、市道や水道管の移設も向けた庁内協議が必要である。内裏西区画では、市道加1-3号線が区画を東西に分断しているが、生活道路であり共存していく必要があるが、維持管理の手法について庁内協議が必要である。</p>
⑤宮大垣	<p>宮大垣の土地は、北面を除いて未指定地が多い。指定地については、史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行っていない。保存管理上の課題としては、以下のとおり。</p> <p>⑤-1 北面大垣跡 東半部が農地、西半部が宅地となっている。宅地は登大路地域となり、市道加1033・1035・1037・1038号線が生活道路として通過し、今後も共存を図っていく必要がある。農地についても史跡指定地が多いが、離農者からの公有化希望が多い。大垣北東隅部分に立地する工場も閉鎖しており、今後の保存管理を地権者と協議する必要がある。</p> <p>⑤-2 東面大垣跡 国道163号により南北に分断されているが、指定地は半数程度で農地が多く、市道加2-2号線と市道加1-2号線の交差点は宅地となっている。史跡指定された農地についても、離農者が増加し公有化希望が多い。</p> <p>⑤-3 西面大垣跡 国道163号及び市道加1-2・2-3・1052号線により南北に分断されているが、指定地は半数程度で多くは農地であるが、国道・市道沿い及び北端部分は宅地となっている。宅地は登大路地域と河原地域となり、今後も共存していく必要がある。また、ソーラーパネルが設置される計画地があり、今後保存範囲においても設置が計画された場合の対応を検討する必要がある。</p> <p>⑤-4 南面大垣跡 市道加1-4・1053・1073号線により東西に分断されているが、指定地の西半部が農地、中央部が工場、東半部が岡崎地域の宅地となり、指定地は半数程度である。東西端部分において大垣南西・南東隅部が確認されていることから、飛び地的に第一種保存地区が設定されている。また、中央部に所在が想定される朱雀門についても実態が解明されていないが、推定地に立地する工場建替えに伴う発掘調査で重要遺構（大垣南側溝跡）が確認されたことから、第三種保存地区であるが、公有化を視野に保存の検討を行っている。未指定地については、今後も追加指定に向けた地権者との協議が必要である。東半部は今後も地域との共存を図ることが必要である。</p>
山城国分寺跡	<p>山城国分寺跡については、恭仁宮跡と重複した遺跡であり保存管理上の課題は類似したものとなる。山城国分寺跡特有の課題として、塔礎石周辺土砂の流出が激しく、今後礎石が傾く危険性が考えられるため安全対策が必要である。</p>
副次的価値を有する要素	<p>①中世の瓶原地域に関する諸要素 史跡指定地については、史跡の副次的価値の保存活用に関する行為以外は行っていない。当該要素の範囲には地表面上で空堀や土塁などの遺構が確認できることから、農業基盤整備や住環境改善等の場合も注意が必要である。市道加2-3・1035・1038・1039号線についても遺構の可能性があるため、維持管理について庁内協議が必要である。</p> <p>③近代の瓶原地域に関する諸要素 礎石の実測ができておらず、今後、3D写真測量等記録が必要である。</p>

(3) 保存（保存管理）の基本方針

(3-1) 保存管理の対象範囲と地区区分

保存管理を行う対象範囲は恭仁宮跡保存範囲とし、遺跡の重要性や現在の土地利用等により三種の地区に区分し、保存管理の指針を定める。なお、この区分は恭仁宮跡保存管理計画で定めたものを踏襲するが、その後の発掘調査成果や社会情勢の変化などによって一部修正が必要なため、ここで改めて記述する。なお、『恭仁宮跡保存管理計画』からの変更点は太字で記した。

第一種保存地区

恭仁宮跡の中枢部分にあたる内裏地区・大極殿地区・朝堂院地区・朝集院地区・朱雀門推定地周辺及び後の山城国分寺跡、それぞれの範囲に該当する地区、並びに宮大垣とその側溝部分や宮城門跡等重要遺構が確認された地区とする。今後、**史跡の活用や整備に備え、計画的に公有化を進める。**

第二種保存地区

恭仁宮の宮城門や官衙などの所在推定地であって、現状は主に農地として利用されている土地。農業と遺跡の共存を図りながら保存する地区とするが、**史跡の活用や整備のため、まとまった土地を必要とする場合や、遺跡の保存上必要となる場合は、公有化を進め積極的な活用を図る。**

第三種保存地区

恭仁宮の大垣や官衙などの所在推定地であって、現状は主に既存の住宅地区として利用されている土地。地域住民生活と遺跡の共存を図りながら保存する地区とするが、**遺跡の保存上必要な場合は公有化を行う。**

(3-2) 現状変更等の基本方針

①現状変更等の規制について

文化財保護法第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為については、文化庁長官の許可を得る必要がある。現状を変更する行為とは、史跡の現状に物理的変更を加える行為であり、保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡保護の観点から将来にわたり支障をきたす行為である。

なお、現状変更行為等のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、木津川市教育委員会がその事務を行う。

②地区別保存管理の方針

地区区分に基づいて地区別の保存管理方針を以下のように設定する。なお、本基本方針は、史跡指定地に対して設定するものであり、史跡未指定地については適用しないものとする。

保存管理区分項目	第一種保存地区	第二種保存地区	第三種保存地区
基本方針	生活基盤及び史跡整備・活用に 関わる事業以外は、現状変更は 認めない。	現状の土地利用を変更せず、遺 構・環境・景観を損なわない範 囲の軽微な現状変更以外は認め ない。	地域住民の生活環境を考慮し、 遺構・環境・景観を損なわない 範囲の現状変更以外は認めな い。

恭仁宮跡保存管理区分保存範囲面積表 (m²)

保存管理区分	保存範囲面積	筆数
第一種保存地区	195,695.54	401
第二種保存地区	166,101.67	345
第三種保存地区	47,480.02	135
道路水路面積	13,088.65	110
総面積	422,365.88	991

(4) 保存（保存管理）の解決方法

保存（保存管理）の解決方法は以下のとおりである。

本質的 価値 を有する 要素	構成諸要素	課題に対する解決方法
	①-1 大極殿基壇	基壇上の礎石の評価について所有者と協議を開始する。また、樹木伐採のため、高所作業車を搬入する場合、現状変更等の許可を必要とする行為として申請書を提出。
	①-3 大極殿南面段差	石垣が崩れた場合は、原因を調査したうえで必要な措置を講ずる対策が確定してから現状変更許可申請書を提出。また、発掘調査の実施に向けて府も含めて検討する。 フェンス老朽化による取り換えは、現状の基礎を再利用することを条件に現状変更許可申請を提出。
	①-5 大極殿院内部空間	市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。
	②-1 朝堂院区画堀跡	追加指定に向けて協議を進める。
	②-2 朝堂院北門跡 ②-3 朝堂院南門跡	市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。
	②-4 掘立柱建物跡 (SB11000)	民有地の公有化をめざす。
	②-6 幢旗遺構	民有地の公有化をめざす。
	②-7 朝堂院内部空間	市道地下の水道管の敷設替えの場合や国道及び市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。追加指定及び公有化に向けた協議を進める。
	③朝集院地区	市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。追加指定及び公有化に向けた協議を進める。

④内裏地区	市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。 市道加1068号線については、周辺の公有化進捗により市関係課と農地耕作者及び水路受益者と協議が済めば、市道廃道及び水道管の移設を検討する。 民有地の公有化をめざす。
⑤-1 北面大垣跡	公有化希望については、今後の史跡活用整備構想や整備計画により検討していく。 また、北東隅の工場についても保存区分を変更する。
⑤-2 東面大垣跡	公有化希望については、今後の史跡活用整備構想や整備計画により検討していく。
⑤-3 西面大垣跡	ソーラーパネル設置については史跡景観を損なうことから、農業や果樹に係る遮光屋根への設置も含めて認めない。
⑤-4 南面大垣跡	朱雀門推定地の工場については公有化を検討し、その周辺部分についても一体的な整備活用を想定し、保存地区を変更し史跡指定及び公有化を検討する。
山城国分寺跡	地権者と協議し、安全対策の必要性について検討する。東面築地跡を通過する市道加1067号線については、周辺の公有化進捗により市関係課と農地耕作者及び水路受益者と協議が済めば、市道廃道及び水道管の移設を検討する。
有する副次的価値を	①中世の歴史文化に関する諸要素 地表面上で遺構が確認できる箇所において、掘削を伴う農業基盤整備や住環境改善等が計画された場合、所有者と協議のうえ、史跡指定及び公有化も含めて現状保存を目指す。また、市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。
	③近代の瓶原地域に関する諸要素 地権者と協議し、記録作成について検討する。

(5) 現状変更の取り扱い基準

現状変更の取り扱い基準は以下の表のとおりである。

保存管理区分項目	第一種保存地区	第二種保存地区	第三種保存地区
地形・区画の変更及び形質変更	史跡整備・活用に関わる事業以外の現状変更は認めない。	史跡整備・活用に関わる事業や、農業基盤整備・生活環境整備に関わる軽微な現状変更以外は認めない。	
道路・水路	史跡整備・活用に関わる事業以外の新設改良は認めない。既存施設の更新等機能維持に係る現状変更是、遺構・環境を損なわない範囲で認める。災害復旧は遺構・環境を損なわない範囲で認める。	農業振興及び史跡整備・活用に関わる事業以外の新設改良は認めない。既存施設の更新等機能維持に係る現状変更是、遺構・環境を損なわない範囲で認める。災害復旧は遺構・環境を損なわない範囲で認める。	生活環境整備及び史跡整備・活用に関わる事業の新設改良は遺構・環境を損なわない範囲で認める。災害復旧は遺構・環境を損なわない範囲で認める。
合併浄化槽	認める。既存施設の更新を基本とする。新たなルート・場所で設置が必要な場合は事前発掘調査結果により検討する。		
その他公共的工作物（電柱・標柱等）	史跡整備・活用に関わる事業による新設と、既設施設の更新改修は認める。	生活環境整備に必要な場合や史跡整備・活用に関わる事業のみ新設、更新、改修は認める。	

住宅等新築・増改築	新築、改築及び全面改修は、原則として認めない。 部分的な増設等や改修について、史跡保存上支障が無い場合は認める。	農家住宅・農業用倉庫に限り、新築・増改築を認めれる。ただし、史跡景観に配慮したものとする。	認める。ただし、史跡景観に配慮したものとする。
仮設建物	遺構に影響のない範囲で、期間を限って認める。ただし、史跡景観に配慮したものとする。		
太陽光パネル	太陽光パネルの設置は、農業や果樹に係る遮光屋根への設置も含め認めない。	住宅等屋根への設置は認める。ただし史跡景観に配慮したものとする。	
発掘調査	計画的に発掘調査を行い、遺跡の内容を明らかにしてゆく。上記区分項目以外で現状変更の許可申請が行われた場合、事前に発掘調査を行う。	計画的な発掘調査の他、現状変更の許可申請が行われた場合、事前に発掘調査を行う。	現状変更の許可申請が行われた場合、事前に発掘調査を行う。
土地公有化	計画的に公有化を図る。	発掘調査結果及び史跡活用整備計画に基づき、必要な場所について公有化を行う。 重要遺構（註）が存在する可能性が高い場合や遺跡保存上必要な場合は、発掘調査によらずとも公有化を検討する。	重要遺構（註）が確認された場合、公有化を検討する。重要遺構が存在する可能性が高い場合や遺跡保存上必要な場合は、発掘調査によらずとも公有化を検討する。
史跡整備活用	発掘調査結果に基づき史跡整備・活用計画を立案し、史跡公園として積極的な活用を図る。	公有化した土地は、発掘調査結果及び史跡活用整備計画などに基づき活用を図る。	

（註：重要遺構とは本質的価値を有する要素および埋蔵文化財包蔵地となっている中世の遺跡を指す。）

（6）追加指定

遺跡保存範囲の指定・未指定について記述したが、『続日本紀』の記述から、恭仁宮には付属する施設として、朱雀大路や東西大路、石原宮や城北苑などの離宮・苑地、恭仁京東北道などが存在していると考えられるが、これらの実態についても不明である。

基本的には、本保存活用計画の対象とする範囲は、宮の規模が確定している恭仁宮跡（山城国分寺跡）であるが、本質的価値を有する施設がその周辺で確認される可能性は高い。今後発掘調査などで『続日本紀』の記事と合致する遺跡が確認された場合、恭仁宮跡及び山城国分寺跡の範囲以外であっても追加指定を検討する。

(7) 公有化

(7-1) 史跡山城国分寺跡の公有化（昭和55年度から平成18年度まで）

昭和32年7月1日付け文化財保護委員会告示第46号によって国の史跡となった山城国分寺跡85,996.4m²では、昭和55年に、史跡地内で農家住宅の建築をめぐる事態が発生、現状変更を認めないことによる土地の買収を行った。この事例を機に加茂町では、史跡指定地の保存管理の指針を定める「史跡山城国分寺跡保存管理計画」の策定に着手、昭和63年3月に『史跡山城国分寺跡保存管理計画策定報告書』をまとめた。基本的には、史跡山城国分寺跡指定地内の保存管理方針として策定されたが、将来的な恭仁宮跡の保存を盛り込んだ点、また、国分寺の寺域と恭仁宮の中心施設(朝堂院・大極殿・内裏)の重複関係から、恭仁小学校は現地での改築とせず、移転改築後の撤去とし、さらに指定地内の私有地については原則として現状変更を認めず、将来的な全面公有化を打ち出すなど、史跡指定地内の現状保存を最優先としたものとなった。

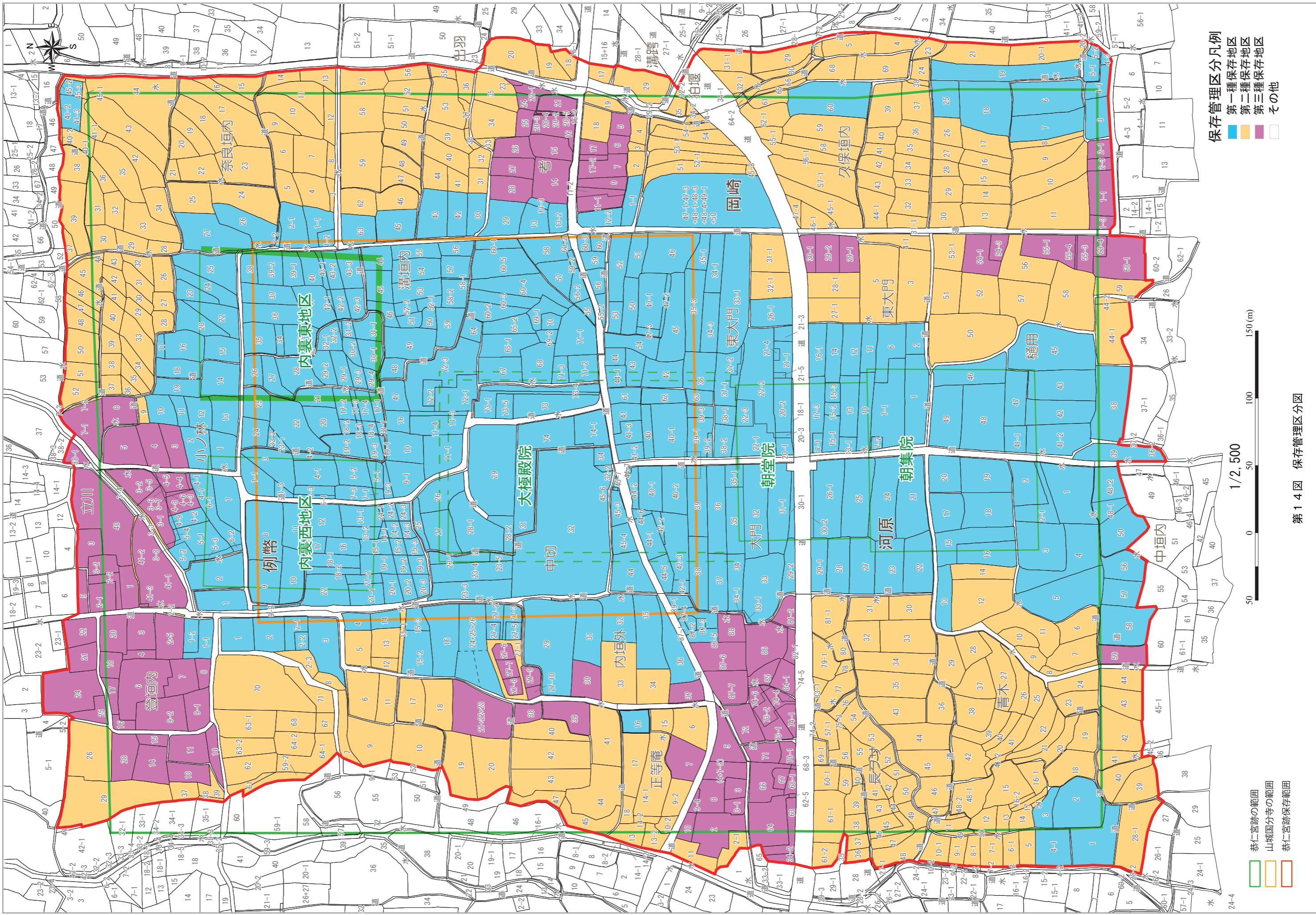
この保存管理計画のもとで、恭仁宮跡の保存を視野に入れた調査方針も示され、史跡指定地の公有化とともに、発掘調査の範囲が恭仁宮域に拡大していった。ただ、公有化が進むにつれて、公有地の維持管理が地元でも問題となる一方、瓶原地区では農村集落地区整備事業に向けて、各集落間での計画立案作業が精力的に行われた。

計画策定段階当初は、恭仁宮跡の範囲には事業適用地として集落地区計画が張りめぐらされたが、その後の協議で、平成8年に確定した恭仁宮域が、地元の集落地区整備構想の中に宮域内の有効利用や史跡公園の整備などを前提とする保存範囲として位置づけられることになった。

当時の加茂町教育委員会では、この動きを受けて、史跡山城国分寺跡から史跡恭仁宮跡への拡大を行うために、平成15年度に3年計画での「史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画」の策定に着手した。この計画では、それまでの史跡山城国分寺跡約8.6ヘクタールに対して、確定した宮域約42ヘクタールと広大な史跡となるため、史跡地内の土地利用区分を設定して対応する方針で見直しを行った。

加茂町教育委員会は、平成18年3月『恭仁宮跡保存管理計画』を公表し、地元瓶原地区全域で恭仁宮跡の保存と史跡追加指定の説明会を実施して理解を求めた。その上で、追加指定範囲の地権者の方々に追加指定にかかる同意をいただくための説明を行ったうえで、平成18年7月に史跡名称の変更と史跡拡大の追加指定意見具申を行い、同年11月17日の文化審議会の答申を経て、翌年2月6日付け告示により「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）」として正式に発効した。史跡範囲の拡大に伴い、平成18年度から、史跡山城国分寺跡範囲外の公有化が着手された。

その後、平成19年3月12日に加茂町をはじめとする隣接木津町・山城町が合併して木津川市が発足。恭仁宮跡については、合併後も予定範囲の史跡指定に向けて、該当地域の地権者の方々に史跡追加指定の同意を得る作業を続けている。また、毎年度の公有化事業も継続して実施している。



第14図 保存管理区分図

(7-2) 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の公有化（平成19年度から令和5年度まで）

平成19年の追加指定・史跡名称変更以後、『恭仁宮跡保存管理計画』に基づき、第一種保存地区の公有化を優先的に進めている。公有化は毎年度直買事業として継続的に実施しており、所有者との協議が整った土地の公有化を進めている。平成19年の合併により木津川市となってからも公有化は継続実施しているが、史跡が国道163号の南へ拡大するに伴い、国道沿いの織物工場や農地など公有化が大幅に進捗し、平成22年（2010）の平城遷都1300年祭にあわせて開催した恭仁京遷都祭に伴う現状変更により、国道沿いの公有地が盛土造成され会場として活用された。会場跡地は、その後も多目的広場として使用され、国道とのアクセスの良い利便性の高い広場となっている。また、大極殿院や朝堂院、国道を跨いで朝集院の他、内裏地域など公有地は南北に拡がっている状況である。以上の様に第一種保存地区の公有化は順調に進んでいるが、第二種保存地区の様相は別である。『恭仁宮跡保存管理計画』策定時には想定しなかった農業担い手不足による耕作放棄地増加の速度が増しており、高齢の所有者が公有化を希望するが、第一種保存地区の公有化を優先している状況のため、財源の目処が立たず断っている状況である。第三種保存地区については、恭仁宮跡保存地区内の住宅建替えが一定落ち着いてからの史跡追加指定であることから、合併浄化槽設置に伴う現状変更はあるが、個人住宅の建替えに伴う現状変更はほとんどない。令和6年3月31日時点の公有化一覧表（第5表）及び公有化現況図（第17図）のとおりである。

第5表 公有化一覧表

番号	年度	町	大字	小字	地番	地目	地積	公有化累積面積
1	55	加茂町	例幣	溝ノ垣内	23-2	田	63.00	
2	55	加茂町	例幣	溝ノ垣内	24	田	407.00	
昭和55年 度 計							470.00	470.00
3	58	加茂町	例幣	溝ノ垣内	23-1	田	85.00	
4	58	加茂町	例幣	溝ノ垣内	38	田	272.00	
5	58	加茂町	例幣	溝ノ垣内	39-2	田	463.00	
昭和58年 度 計							820.00	1,290.00
6	59	加茂町	例幣	溝ノ垣内	39-1	田	358.00	
昭和59年 度 計							358.00	1,648.00
7	60	加茂町	例幣	溝ノ垣内	40	田	343.00	
昭和60年 度 計							343.00	1,991.00
8	61	加茂町	例幣	溝ノ垣内	51	田	181.00	
9	61	加茂町	例幣	溝ノ垣内	52-2	田	164.00	
昭和61年 度 計							345.00	2,336.00
10	62	加茂町	例幣	溝ノ垣内	71-2	宅地	435.64	
昭和62年 度 計							435.64	2,771.64
11	63	加茂町	河原	大門	42-2	畠	90.00	
12	63	加茂町	河原	大門	44-1	宅地	464.64	
13	63	加茂町	河原	大門	44-6	田	73.00	
14	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	52-1	田	145.00	
15	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	53	田	502.00	
16	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	54	田	584.00	
17	63	加茂町	例幣	中切	44	田	748.00	
18	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	71-1	田	880.00	
19	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	71-3	田	235.00	
20	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-2	田	461.00	
昭和63年 度 計							4,182.64	6,954.28
21	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	68	田	673.00	
22	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	69-1	畠	339.00	
23	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	69-2	田	136.00	
24	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-3	田	446.00	
25	元	加茂町	例幣	中切	11	田	534.00	
26	元	加茂町	例幣	中切	18-2	田	207.00	
27	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	22	田	1,043.00	
28	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	36	田	658.00	
29	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	37	田	564.00	
30	元	加茂町	河原	東大門	50	田	476.00	
31	元	加茂町	河原	東大門	51	田	395.00	
32	元	加茂町	河原	東大門	57	田	460.00	
33	元	加茂町	河原	東大門	58	田	556.00	
34	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	64	田	229.00	
平成元年 度 計							6,716.00	13,670.28

35	2	加茂町	河原	東大門	62	田	362.00	
36	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	4-2	田	148.00	
37	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-4	田	874.00	
38	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	28	田	608.00	
39	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	26	田	306.00	
40	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	27	田	384.00	
41	2	加茂町	例幣	中切	16	田	324.00	
42	2	加茂町	例幣	中切	17	田	180.00	
43	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	35	田	548.00	
44	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	49	田	859.00	
45	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	50	田	166.00	
46	2	加茂町	河原	東大門	45	田	986.00	
平成2年 度 計							5,745.00	19,415.28
47	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	16	田	276.00	
48	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	47	田	399.00	
49	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	6-3	田	225.00	
50	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	4-1	田	595.00	
51	3	加茂町	河原	東大門	61	田	277.00	
52	3	加茂町	河原	大門	42-3	田	817.00	
53	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	59	田	511.00	
54	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	58-2	田	398.00	
55	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	6-1	田	76.00	
56	3	加茂町	例幣	中切	22	田	761.00	
57	3	加茂町	河原	大門	42-1	田	109.00	
58	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	58-1	田	19.00	
59	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	11-3	田	143.00	
60	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	20	田	493.00	
61	3	加茂町	例幣	中切	21-2	田	191.00	
平成3年 度 計							5,290.00	24,705.28
62	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	56	田	257.00	
63	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	57	田	351.00	
64	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-5	田	909.00	
65	4	加茂町	河原	東大門	42	田	601.00	
66	4	加茂町	例幣	中切	21-1	田	403.00	
67	4	加茂町	河原	大門	38	田	741.00	
68	4	加茂町	河原	東大門	35-3	田	820.00	
69	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	21	田	372.00	
70	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	17-2	田	288.00	
71	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	18-2	田	132.00	
72	4	加茂町	河原	東大門	34-3	田	550.00	
平成4年 度 計							5,424.00	30,129.28

73	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-1	田	230.00	
74	5	加茂町	河原	東大門	34-1	田	504.00	
75	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	45	田	456.00	
76	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	46	田	245.00	
77	5	加茂町	河原	東大門	39-3	田	186.00	
78	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	1-3	田	113.00	
79	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	3	田	707.00	
80	5	加茂町	例幣	中切	23-3	田	820.00	
81	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	32-1	田	320.00	
82	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	29-2	田	355.00	
83	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	33	田	532.00	
84	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	34	田	137.00	
85	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	41	田	677.00	
86	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	5-2	田	479.00	
87	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	7-3	田	306.00	
88	5	加茂町	例幣	中切	15-1	田	416.00	
89	5	加茂町	例幣	中切	15-3	田		
平成5年 度 計							6,483.00	36,612.28
90	6	加茂町	例幣	中切	26	田	653.00	
91	6	加茂町	例幣	中切	27	田	670.00	
92	6	加茂町	河原	東大門	43	田	340.00	
93	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	10	田	588.00	
94	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	29-1	田	304.00	
95	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	29-4	田	126.00	
96	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	11-4	田	574.00	
97	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	55	田	383.00	
98	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	44	田	390.00	
99	6	加茂町	例幣	中切	23-4	田	820.00	
100	6	加茂町	例幣	中切	23-5	田	91.00	
101	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	42-1	田	26.00	
102	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	42-3	田	277.00	
103	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	43-1	田	112.00	
104	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	43-3	田	459.00	
105	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	1-1	田	505.00	
平成6年 度 計							6,318.00	42,930.28

106	7	加茂町	例幣	中切	10	田	671.00	
107	7	加茂町	例幣	中切	18-1	田	391.00	
108	7	加茂町	例幣	中切	19-1	田	382.00	
109	7	加茂町	例幣	中切	19-3	田	183.00	
110	7	加茂町	例幣	中切	13-2	田	245.00	
111	7	加茂町	例幣	中切	14-1	田	53.00	
112	7	加茂町	例幣	中切	14-3	田	116.00	
113	7	加茂町	例幣	中切	24-1	田	23.00	
114	7	加茂町	例幣	中切	24-3	田	131.00	
115	7	加茂町	例幣	中切	23-1	田	315.00	
116	7	加茂町	例幣	中切	25	田	194.00	
117	7	加茂町	河原	東大門	36	田	666.00	
118	7	加茂町	河原	東大門	47-2	田	140.00	
119	7	加茂町	河原	東大門	63	田	204.00	
120	7	加茂町	例幣	溝ノ垣内	72-3	境内地	1,427.00	
121	7	加茂町	例幣	溝ノ垣内	73-4	境内地	380.00	
平成7年 度 計							5,521.00	48,451.28
122	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	72-1	境内地	666.00	
123	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	72-2	境内地	199.00	
124	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	73-1	境内地	457.00	
125	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	73-5	境内地	236.00	
126	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	30-1	田	356.00	
127	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	31-1	田	366.00	
128	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	48	田	256.00	
129	8	加茂町	例幣	中切	12	田	616.00	
130	8	加茂町	例幣	中切	13-1	田	461.00	
131	8	加茂町	河原	東大門	52	田	654.00	
132	8	加茂町	河原	東大門	35-1	田	299.00	
133	8	加茂町	河原	東大門	47-1	田	756.00	
平成8年 度 計							5,322.00	53,773.28
134	9	加茂町	例幣	中切	9	田	736.00	
135	9	加茂町	例幣	中切	9-2	雜種地	67.00	
136	9	加茂町	例幣	中切	20-1	田	277.00	
137	9	加茂町	例幣	中切	20-3	田	186.00	
138	9	加茂町	例幣	溝ノ垣内	11-1	田	765.00	
139	9	加茂町	例幣	溝ノ垣内	73	雜種地	836.00	
140	9	加茂町	例幣	溝ノ垣内	65-2	田	442.00	
141	9	加茂町	例幣	溝ノ垣内	67	田	608.00	
142	9	加茂町	河原	大門	40-2	田	678.00	
143	9	加茂町	河原	大門	44-2	宅地	202.03	
144	9	加茂町	河原	大門	44-7	宅地	16.76	
145	9	加茂町	河原	東大門	53	宅地	232.97	
平成9年 度 計							5,046.76	58,820.04

146	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	9-1	田	588.00	
147	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	19-1	田	35.00	
148	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	19-2	田	485.00	
149	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	17-1	田	156.00	
150	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	17-3	田	83.00	
151	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	18-1	田	41.00	
152	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	18-3	田	32.00	
平成10年 度 計							1,420.00	60,240.04
153	11	加茂町	例幣	溝ノ垣内	65-1	田	626.00	
平成11年 度 計							626.00	60,866.04
154	12	加茂町	河原	大門	39	田	781.00	
平成12年 度 計							781.00	61,647.04
155	13	加茂町	河原	東大門	60-2	宅地	56.17	
156	13	加茂町	河原	東大門	60-3	宅地	124.82	
平成13年 度 計							180.99	61,828.03
157	14	加茂町	例幣	溝ノ垣内	25	田	450.00	
158	14	加茂町	例幣	中切	45-4	宅地	327.87	
平成14年 度 計							777.87	62,605.90
159	15	加茂町	河原	大門	40-1	田	553.00	
平成15年 度 計							553.00	63,158.90
160	16	加茂町	例幣	中切	45-3	宅地	238.75	
平成16年 度 計							238.75	63,397.65
161	17	加茂町	例幣	中切	34	宅地	172.58	
平成17年 度 計							172.58	63,570.23
162	18	加茂町	河原	大門	24	田	1,217.00	
163	18	加茂町	河原	東大門	38-1	田	222.00	
164	18	加茂町	河原	東大門	37-1	田	625.00	
165	18	加茂町	河原	東大門	39-1	田	487.00	
166	18	加茂町	河原	大門	30-1	田	159.00	
平成18年 度 計							2,710.00	66,280.23
167	19	木津川市加茂町	河原	大門	30-2	田	108.00	
168	19	木津川市加茂町	河原	大門	31-1	田	1,035.00	
169	19	木津川市加茂町	例幣	内垣外	44	田	1,162.00	
170	19	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	13	田	542.00	
平成19年 度 計							2,847.00	69,127.23
171	20	木津川市加茂町	河原	東大門	21-1	宅地	296.00	
172	20	木津川市加茂町	河原	東大門	21-3	宅地	152.35	
173	20	木津川市加茂町	例幣	中切	6-1	田	701.00	
174	20	木津川市加茂町	例幣	中切	7	田	649.00	
175	20	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	20	田	523.00	
176	20	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	22	田	537.00	
平成20年 度 計							2,858.35	71,985.58

177	21	木津川市加茂町	河原	東大門	20-2	宅地	528.40	
178	21	木津川市加茂町	河原	東大門	21-5	宅地	36.82	
179	21	木津川市加茂町	例幣	内垣外	27-2	宅地	199.22	
平成21年度 計							764.44	72,750.02
180	22	木津川市加茂町	河原	東大門	20-3	宅地	47.22	
181	22	木津川市加茂町	河原	東大門	21-4	宅地	38.81	
182	22	木津川市加茂町	河原	東大門	22-2	宅地	1,556.76	
183	22	木津川市加茂町	河原	東大門	37-2	田	112.00	
平成22年度 計							1,754.79	74,504.81
184	23	木津川市加茂町	河原	東大門	18-1	雑種地	66.00	
185	23	木津川市加茂町	河原	東大門	22-3	宅地	250.00	
186	23	木津川市加茂町	河原	大門	27	田	786.00	
187	23	木津川市加茂町	河原	大門	28	田	696.00	
188	23	木津川市加茂町	河原	大門	29-1	田	474.00	
189	23	木津川市加茂町	河原	大門	25	田	1,235.00	
190	23	木津川市加茂町	河原	大門	37	田	610.00	
平成23年度 計							4,117.00	78,621.81
191	24	木津川市加茂町	河原	大門	36	田	899.00	
192	24	木津川市加茂町	河原	大門	33	田	1,315.00	
193	24	木津川市加茂町	河原	東大門	44	宅地	200.76	
194	24	木津川市加茂町	河原	権用	49	田	330.34	
平成24年度 計							2,745.10	81,366.91
195	25	木津川市加茂町	河原	東大門	55	畠	138.00	
196	25	木津川市加茂町	河原	東大門	56-1	宅地	238.97	
197	25	木津川市加茂町	例幣	内垣外	3	田	899.00	
198	25	木津川市加茂町	例幣	奈良垣内	2-1	田	635.00	
199	25	木津川市加茂町	河原	東大門	1	田	1,081.00	
200	25	木津川市加茂町	河原	権用	49	田	712.66	
平成25年度 計							3,704.63	85,071.54
201	26	木津川市加茂町	河原	権用	48	田	1,554.00	
202	26	木津川市加茂町	河原	大門	3	田	1,259.00	
平成26年度 計							2,813.00	87,884.54
203	26	木津川市加茂町	河原	東大門	20-1	宅地	149.17	
204	26	木津川市加茂町	河原	東大門	22-1	宅地	701.43	
205	26	木津川市加茂町	河原	東大門	38-2	宅地	338.70	
206	27	木津川市加茂町	例幣	奈良垣内	1-1	田	439.00	
平成27年度 計							1,628.30	89,512.84
207	28	木津川市加茂町	河原	東大門	55-2	畠	117.00	
208	28	木津川市加茂町	河原	東大門	56	宅地	214.60	
209	28	木津川市加茂町	河原	東大門	7-2	田	72.00	
210	28	木津川市加茂町	河原	東大門	7-1	田	49.79	
平成28年度 計							453.39	89,966.23

211	29	木津川市加茂町	河原	東大門	7-1	田	1,305.92	
212	29	木津川市加茂町	河原	東大門	6	田	723.00	
213	29	木津川市加茂町	河原	大門	32	田	1,236.00	
平成29年度 計							3,264.92	93,231.15
214	30	木津川市加茂町	河原	大門	15	田	857.00	
215	30	木津川市加茂町	河原	大門	16	田	734.00	
216	30	木津川市加茂町	河原	大門	34	田	507.00	
217	30	木津川市加茂町	河原	大門	35	田	690.00	
218	30	木津川市加茂町	河原	東大門	41-2	宅地	246.33	
平成30年度 計							3,034.33	96,265.48
219	元	木津川市加茂町	河原	大門	35-1	宅地	210.97	
令和元年度 計							210.97	96,476.45
220	2	木津川市加茂町	河原	大門	17	田	664.00	
221	2	木津川市加茂町	河原	大門	18	田	945.00	
令和2年度 計							1,609.00	98,085.45
222	3	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	9	田	137.00	
223	3	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	10	田	430.00	
224	3	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	11	田	209.00	
225	3	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	12	田	420.00	
令和3年度 計							1,196.00	99,281.45
226	4	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	1	田	513.00	
227	4	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	2	田	578.00	
228	4	木津川市加茂町	河原	東大門	39-2	池沼	72.00	
令和4年度 計							1,163.00	100,444.45
229	5	木津川市加茂町	例幣	奈良垣内	26	田	800.00	
230	5	木津川市加茂町	例幣	奈良垣内	27	田	1,181.00	
231	5	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	16	田	608.00	
232	5	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	17	田	104.00	
233	5	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	18	田	453.00	
234	5	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	19	田	432.00	
令和5年度 計							3,578.00	104,022.45

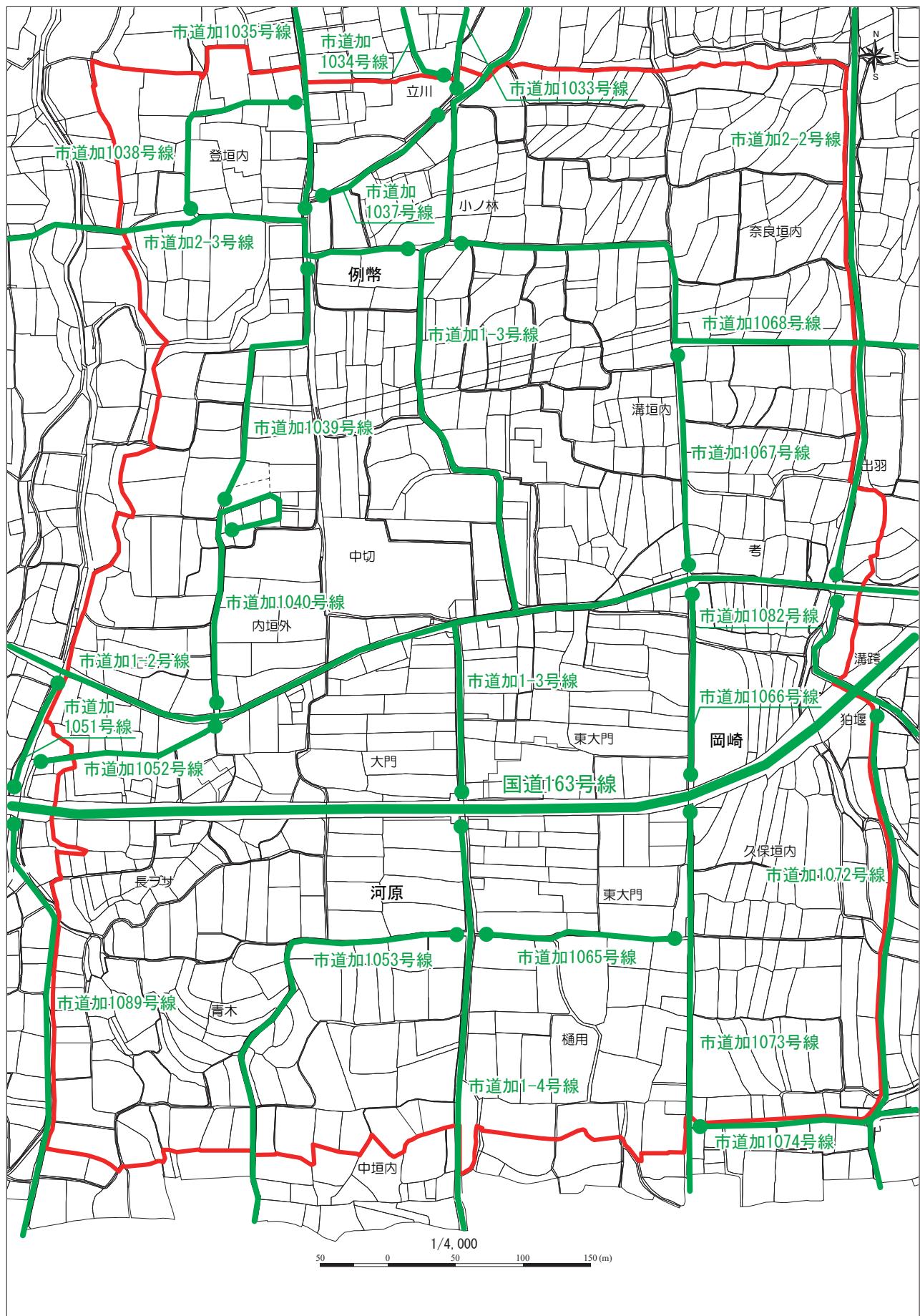
(7-3) 今後の公有化に向けて

宮中枢部の未買収地については、大極殿基壇（例幣中切29番）と国分寺塔跡（例幣溝垣内70番）は宗教法人国分寺所有地、中切28番1、同28番2は旧瓶原村財産区所有となっている。なお、学校用地、例幣中切45番6、同45番7は市有地である。内裏地区に東西のベルト状の未買収地があるが、これは関西電力高圧線の線下補償対象の土地である。（5）現状変更の取り扱い基準の項目に記載のとおり、計画的に公有化を図るのは第一種保存地区の土地としている。また、宅地より、農地等を優先して公有化交渉を進めている。これは所有者の居住権や地域を分断させないよう配慮しているためであるが、今後、史跡の活用や整備計画を策定する場合には考慮しなければならない。また、恭仁宮跡保存管理計画策定後、第二種保存地区の土地の取り扱いに関する問題が発生するとともに、下表のとおり変則的な事例の対応も行っている。

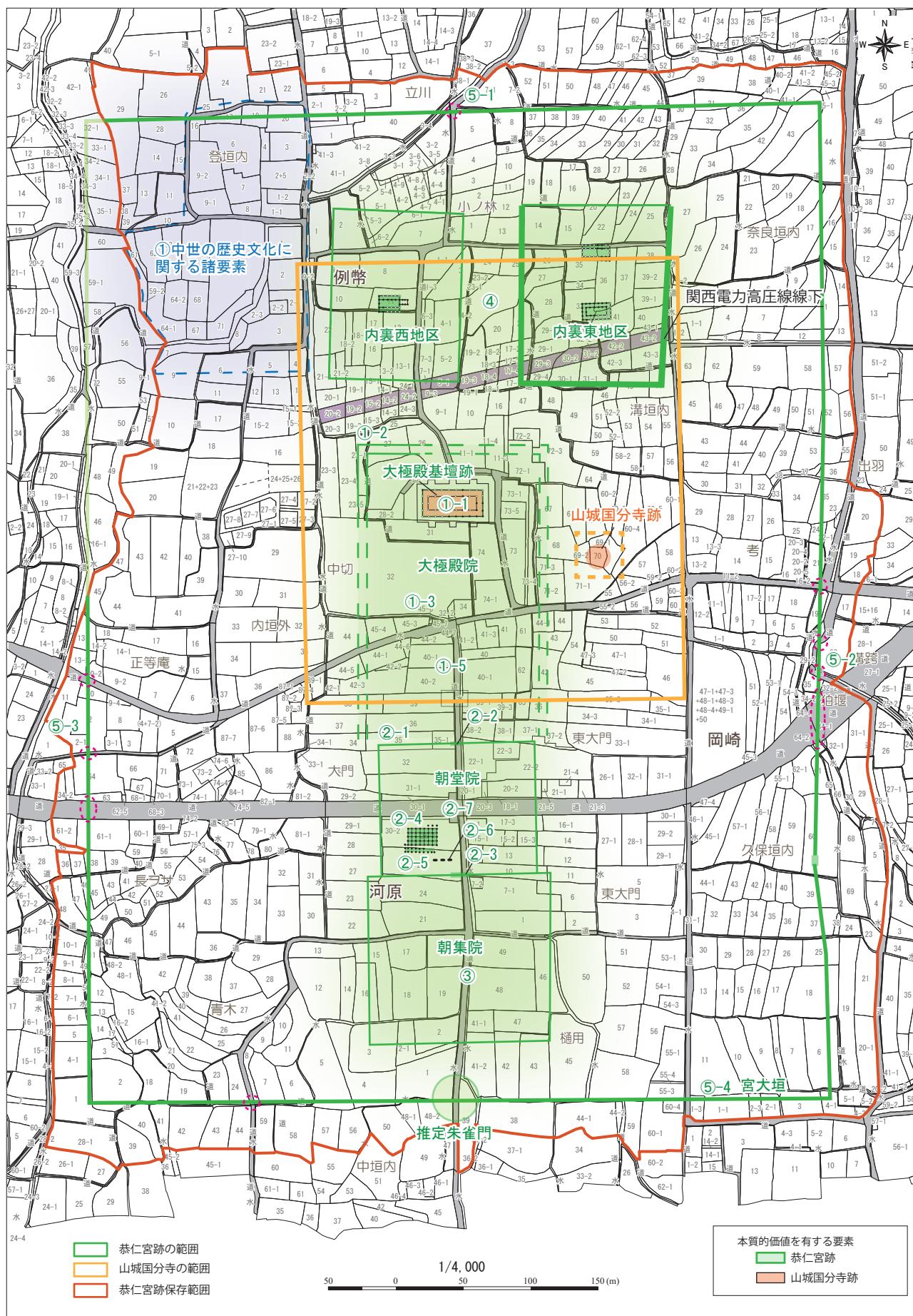
第6表 過去に第二種・第三種保存地区を公有化又は公有化を検討した事例

	保存地区	内容
1	第二種	離農するため、保存範囲の所有地（第一種・第二種）全ての公有化を希望。第二種の土地について、過去の調査において恭仁宮期の遺構（西面大垣跡への排水溝跡）が検出されていることから、公有化を行う。
2	第二種	耕作放棄地のため、保存範囲の所有地（第一種・第二種）全ての公有化を希望。第二種の土地は、第一種と隣接する土地であり、内裏東区画辯跡に沿った土地として公有化を行う。
3	第三種	建物の建替えに伴い発掘調査を実施した結果、恭仁宮期の遺構（南面大垣跡南側溝跡）が検出されたことから、公有化を視野に入れた保存を検討している。

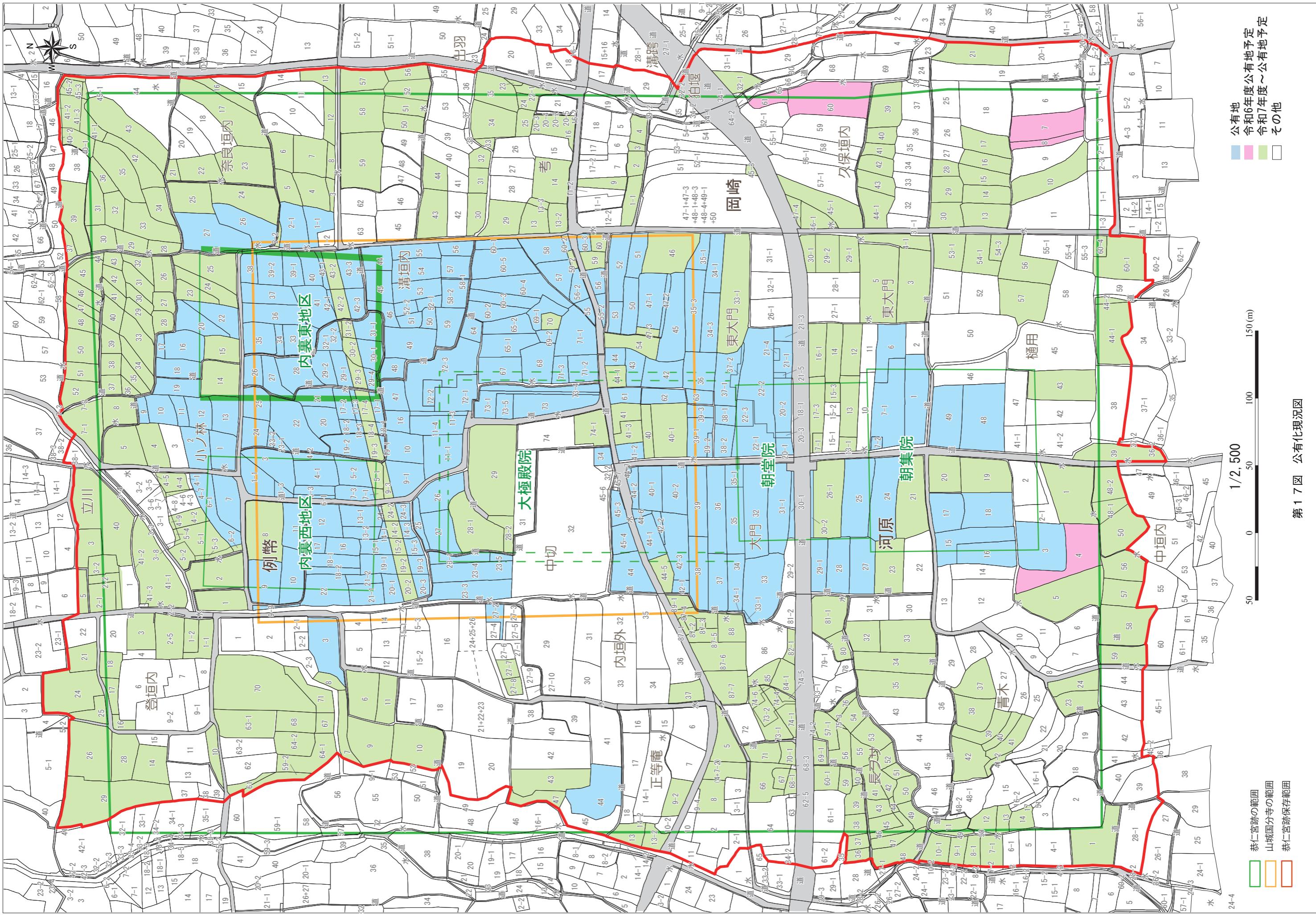
今後は、すでに述べたとおり、公有化の取り扱い基準に第二種保存地区であっても、当保存活用計画に基づき、必要な遺構及び場所について公有化を行うことや、第三種保存地区も含めて過去の調査で重要遺構が確認されている場合や確認される可能性が高い土地について、保存上必要な場合は発掘調査を実施せずに公有化の検討ができるように変更する。



第15図 市道位置図



第16図 本質的価値を有する要素の保存（保存管理）の課題位置図



第17図 公有化現況図